

平成17年度

# 水田農業構造改革対策資料

改訂版



福井県水田農業推進協議会

## はじめに

米政策改革は、今般のWTO農業交渉に対応して平成22年度までに農業構造の展望と米づくりの本来あるべき姿の実現を目指し、平成19年度には「農業者・農業者団体が主役となるシステム」を構築し、各種の改革を総合的かつ有機的に推進することとしています。

「米づくりの本来あるべき姿」とは、効率的かつ安定的な経営体が市場を通じて需要動向を鋭敏に感じとり、売れる米作りを行うことを基本として、多様な消費者ニーズを起点とし、需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら、安定的供給が行われる消費者重視・市場重視の米づくりが行われることを目指しているものです。

このため、昨年度から水田農業構造改革対策として、産地づくり対策、稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策等について、水田農業構造改革対策実施要綱及び同実施要領に基づき、地域行政やJA及び関係機関が一体となって、農業者の理解と協力を得ながら円滑な事業を推進してきました。

ところで国の水田農業構造改革対策実施要綱及び同要領の一部改正に伴い、本協議会の業務方法書等を変更したので、今回平成17年度改訂版として作成しました。

各地域水田農業推進協議会の関係者等の推進資料として活用願えれば幸いです。

平成17年6月

福井県水田農業推進協議会

## 目 次

1 福井県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金業務方法書の変更について……………	1
2 福井県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)業務方法書……………	7
3 福井県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)実施方針……………	23
4 福井県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金(稲作所得基盤確保対策)業務方法書……………	33
5 福井県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金(稲作所得基盤確保対策)実施方針……………	49
6 福井県水田農業推進協議会担い手経営安定対策業務方法書……………	51
7 福井県水田農業推進協議会担い手経営安定対策実施方針……………	57
8 福井県水田農業推進協議会麦・大豆品質向上対策費補助金及び 耕畜連携推進対策費補助金交付要領……………	75
9 参考資料	
* 担い手経営安定対策 平成17年産に係る基準収入等……………	97
* 平成17年産福井県基準価格等……………	99
* 福井県内の地域水田農業推進協議会の設置状況……………	100

# 水田農業構造改革交付金 業務方法書の変更について



## 水田農業構造改革交付金業務方法書の変更について

- 1 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）業務方法書の変更
  - （1）変更する理由  
水田農業構造改革対策実施要領の改正に伴う変更
  - （2）変更箇所 新旧対照表・・・別紙1
  
- 2 水田農業構造改革交付金（稲作所得基盤確保対策）業務方法書の変更
  - （1）変更する理由  
水田農業構造改革対策実施要領の改正に伴う変更
  - （2）変更箇所 新旧対照表・・・別紙2
  
- 3 水田農業構造改革交付金（担い手経営安定対策）業務方法書の変更
  - （1）変更する理由  
水田農業構造改革対策実施要領の改正に伴う変更
  - （2）変更箇所 新旧対照表・・・別紙3



3 また、前年度の取組への助成に必要な経費及び地域協議会が当該年度の産地づくり計画書に従い自らが行う活動への助成に必要経費に係る助成金を受けた後、その額が当該年度の助成可能枠を超えた場合には、その超えた額を県協議会を経由して国に返納しなければならない。

4～6 [略]

7 県協議会長は、地域協議会が第2項若しくは第3項の返納を相当の期間行わない場合又は第5項の返納を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合）又は第5項の期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合）にあっては第4項の書面を県協議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会への地域協議会助成事業及び特別調整促進加算助成事業に係る助成金の交付を停止するものとする。また、県協議会長は、北陸農政局から当該地域協議会の産地づくり計画書の承認を取り消すこと、翌年度以降の当該地域協議会への交付金の配分は行わないこと、当該年度の当該地域協議会の助成可能枠から既交付額を控除した額を国に返還することその他とるべき措置について指示を受けるとともに、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。

第11条 [略]

第3章～第5章 [略]

3～5 [略]

6 県協議会長は、地域協議会が第2項の返納を相当の期間行わない場合又は第4項の返納を期日（前項の規定により期日の延長を行った場合）にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合）にあっては第3項の期日に第4項の書面を県協議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会への地域協議会助成事業及び特別調整促進加算助成事業に係る助成金の交付を停止するものとする。また、県協議会長は、北陸農政局から当該地域協議会の産地づくり計画書の承認を取り消すこと、翌年度以降の当該地域協議会への交付金の配分は行わないこと、当該年度の当該地域協議会の助成可能枠から既交付額を控除した額を国に返還することその他とるべき措置について指示を受けるとともに、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。

第11条 [略]

第3章～第5章 [略]

## 水田農業構造改革交付金（稲作所得基盤確保対策）業務方法書の新旧対照表

改正後	現行
<p>[略]</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 事業の実施</p> <p>第3条～第11条 [略] (生産者拠出金)</p> <p>第12条 県協議会は、毎年7月20日までに加入契約者から生産拠出金を納付させるものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 県協議会は、加入契約者の生産者拠出金の額が、契約数量の変更、削減又は補正を行った場合において、生産拠出金に過受金が生じたときは、数量契約を締結した年の翌年の補てん金交付時まで、加入契約者に過受金を返納するものとする。</p> <p>第13条～第16条 [略]</p> <p>第17条～第20条 [略]</p> <p>第21条～第28条 [略]</p>	<p>[略]</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 事業の実施</p> <p>第3条～第11条 [略] (生産者拠出金)</p> <p>第12条 県協議会は、毎年7月10日までに加入契約者から生産拠出金を納付させるものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 県協議会は、加入契約者の生産者拠出金の額が、契約数量の変更、削減又は補正を行った場合において、生産拠出金に過受金が生じたときは、数量契約を締結した年の翌年の翌年の6月末までに、加入契約者に過受金を返納するものとする。</p> <p>第13条～第16条 [略]</p> <p>第17条～第20条 [略]</p> <p>第21条～第28条 [略]</p>

## 水田農業構造改革交付金（担い手経営安定対策）業務方法書の新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条～第2条 [略]</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 [略]</p> <p>第3条～第7条 [略]</p> <p>(生産者拠出金)</p> <p>第8条 県協議会は、毎年7月20日までに加入契約者から生産拠出金を納付させるものとする。この際、県協議会は、面積契約に定めるとおり納付されていることを確認するものとする。</p> <p>第9条～第11条 [略]</p> <p>第3章 [略]</p> <p>第12条～第15条 [略]</p> <p>第4章 [略]</p> <p>第16条～第21条 [略]</p>	<p>第1条～第2条 [略]</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第5章 [略]</p> <p>第3条～第7条 [略]</p> <p>(生産者拠出金)</p> <p>第8条 県協議会は、毎年7月10日までに加入契約者から生産拠出金を納付させるものとする。この際、県協議会は、面積契約に定めるとおり納付されていることを確認するものとする。</p> <p>第9条～第11条 [略]</p> <p>第6章 [略]</p> <p>第12条～第15条 [略]</p> <p>第7章 [略]</p> <p>第16条～第21条 [略]</p>

# 水田農業構造改革交付金 産地づくり対策

## 1 業務方法書

## 2 実施方針



**福井県水田農業推進協議会**  
**水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）業務方法書**

施行 平成16年4月28日

改正 平成17年4月20日

**第1章 総 則**

（目的）

第1条 この業務方法書は、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、福井県水田農業推進協議会（以下「県協議会」という。）が行う水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の交付金（以下「交付金」という。）の交付決定に当たって北陸農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に資金を安全に管理しつつ、地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）に対する地域協議会助成事業及び特別調整促進加算助成事業に係る助成金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 県協議会は、実施要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに本業務方法書に定めた手続に従って産地づくり事業又は特別調整促進加算助成事業の実施等を行う地域協議会に対し、地域協議会助成事業又は特別調整促進加算助成事業に係る助成金を交付するものとする。

**第2章 事業の実施**

（実施方針）

第3条 県協議会長は、毎年度、実施要領第4の5の（1）に定めるところにより実施方針を作成し、総会の議決を得、国の承認を受けた後、県協議会の区域の地域協議会長（地域協議会長が定まっていない場合については、市町村長又は他の地域協議会の会員となる予定の者）に別紙様式第1号により通知するものとする。

（産地づくり計画書）

第4条 地域協議会長は、産地づくり事業又は特別調整促進加算助成事業を実施しようとする場合には、毎年度、実施要領別紙様式第2－7号により産地づくり計画書を作成し、4月30日ま

で実施要領別紙様式第2-8号により県協議会長に承認を申請しなければならない。その際、地域水田農業ビジョンを添付するものとする。

- 2 県協議会長は、前項の申請を受けたときは、その内容が実施要綱、実施要領及び第3条の実施方針に照らして適当であることを確認の上、北陸農政局福井農政事務所長を経由して北陸農政局長に実施要領別紙様式第2-9号により協議し、その同意を得るものとする。
- 3 県協議会長は、前項により北陸農政局長の同意を得たときは、第1項により申請のあった産地づくり計画書を承認し、地域協議会長に実施要領別紙様式第2-10号により通知するものとする。
- 4 産地づくり計画書の承認を受けた地域協議会長は、速やかに産地づくり事業又は特別調整促進加算助成事業の助成の対象となり得る者に産地づくり計画書の内容を周知するものとする。

(営農計画書)

第5条 地域協議会長は、実施要領別紙12を参考に営農計画書の様式を作成し、産地づくり事業又は特別調整促進加算助成事業の助成の対象となり得る者に配布し、提出期限を定め、当該地域協議会から当該助成金を受けようとする者に必要事項を記入させた上で、その提出を受けるものとする。

- 2 地域協議会長は、前項の営農計画書の提出を受けるに当たっては、営農計画書の提出者に対して、前項の助成金の授受に関して必要な事項についての承諾を得なければならない。
- 3 地域協議会長は、地域協議会の区域を越えて耕作している者から営農計画書の提出を受けた場合には、関係する地域協議会と調整を行い、その取扱いについて決定するものとする。その結果、助成要件の確認を行うことが不可能であると判断して、当該営農計画書に記載された取組の全部又は一部を助成対象から外した場合には、当該営農計画書の提出者にその決定の内容及び理由並びに不服を申し立てることのできる期間を別紙様式第2号により通知するものとする。
- 4 地域協議会長は、前項の通知を受けた者がその内容に不服がある場合には、その者に通知が到達した日から地域協議会長が定めた期間以内に、その者が助成要件を満たしていることを証明する方法を提示させることにより不服の申立てを受けるものとする。
- 5 前項の不服の申立てを受けた地域協議会長は、当該不服を申し立てた者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が妥当であると判断した場合については、第3項の通知を取り下げ、証明内容の提示の期限を定め、その旨をその者に通知するものとする。また、当該地域協議会長は、その者が提示した助成要件を満たしていることを証明する方法が不十分であると判断した場合については、不十分な点及び理由をその者に通知するものとする。

(交付金の減額分の報告)

第6条 地域協議会長は、実施要領第4の1の(2)に定めるところにより、市町村から必要な情報の提供を受け、当該地域協議会の減額分の計算を行い、実施要領別紙様式第2-1号により、原則として12月15日までに県協議会長に報告するものとする。

(地域協議会助成事業に係る助成金の請求及び支払)

第7条 地域協議会長は、第3条の実施方針に示された配分額から前条の減額分を控除した額(以下「助成可能枠」という。)から既に交付された額を控除した額の範囲内で、産地づくり事業の実施に必要な経費に対する助成金のうち、地域協議会自らが行う活動に必要な経費に係る部分にあつては12月15日までに、産地づくり事業の助成の対象となり得る者への助成に必要な経費に係る部分にあつては2月末日までに別紙様式第3号により県協議会長に請求するものとする。

2 前項の産地づくり事業の助成の対象となり得る者への助成に必要な経費に係る部分の請求については、地域協議会は、第5条に基づき提出のあつた営農計画書に記載された取組が産地づくり計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる取組に係る助成金額を取りまとめてするものとする。その結果、その請求額が助成可能枠から既に交付された額を控除した額を超える場合には、産地づくり計画書に定めるところに従い、単価の調整、翌年度支払等により対応するものとする。

3 第1項の産地づくり事業の助成の対象となり得る者への助成に必要な経費(前年度の取組への助成に必要な経費は除く。)に係る部分の請求については、地域協議会は、第6条に定める減額分の報告を行う日まですることができない。

但し、やむを得ない事情により、減額報告ができない場合にあつては、この限りではない。

4 県協議会は、地域協議会から第1項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合には、助成可能枠の範囲内で、第12条第1項の地域協議会助成事業勘定の資金から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、県協議会長は、地域協議会長に当該交付額、既交付額並びに助成可能枠から当該交付額及び既交付額を合算した額を控除した差額を別紙様式第4号により通知するものとする。

(産地づくり事業に係る助成金の支払)

第8条 地域協議会は、第5条に基づき提出のあつた営農計画書に記載された取組が産地づくり計画書に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合には、産地づくり計画書に定められた助成金の計算方法(助成可能枠を超えた場合における対応を含む。)に従い、営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす営農計画書の提出者に助成金を交付するとともに、地域協議会長は、当該営農計画書の提出者に交付額を別紙様式第5号により通知するものとする。

- 2 前項の場合において、県協議会から第7条第4項により交付された地域協議会助成事業に係る助成金があるときは、地域協議会は、当該助成金が交付されてから遅滞なく営農計画書の提出者に前項の助成金を交付するものとする。
- 3 第1項の助成額の計算に当たっては、地域協議会は、助成要件等の確認の結果、営農計画書の内容に誤りがある場合にあってはその部分を訂正、追加又は削除し、要件を満たさない取組がある場合にあってはその取組について記載されている部分を削除するものとする。
- 4 地域協議会長は、第1項の交付額の通知を行う際、前項により助成要件等の確認結果に基づき提出のあった営農計画書の内容を訂正、追加又は削除した場合（要件を満たさない取組を削除した場合を含む。以下同じ。）又は前条第2項により助成可能枠を超えたことによる単価の調整等を行った場合には、その旨を記載するものとする。また、通知する当該交付額に交付金以外の財源に係る額が含まれる場合には、国費に相当する額を明記するものとする。

（特別調整促進加算助成事業に係る助成金の請求及び支払）

第9条 地域協議会長は、特別調整促進加算助成事業の実施に必要な経費（第3条の実施方針に示された特別調整促進加算の活用方針（以下「特別加算活用方針」という。）で定められているものに限る。）に対する助成金について、2月末日までに、別紙様式第3号により県協議会長に請求するものとする。

- 2 前項の助成金の請求については、地域協議会は、第5条に基づき提出のあった営農計画書に記載された取組が特別加算活用方針に定められた助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる取組に係る助成金額を取りまとめてするものとする。
- 3 前項の助成金額の取りまとめに当たっては、地域協議会は、助成要件等の確認の結果、営農計画書の内容に誤りがある場合にあってはその部分を訂正、追加又は削除し、要件を満たさない取組がある場合にあってはその取組について記載されている部分を削除するものとする。
- 4 県協議会は、地域協議会長から第1項の請求があり、その内容が適正であると認めた場合には、国から県協議会に提示された配分額（地域協議会助成事業分と特別調整促進加算助成事業分との融通を行った場合については、融通後の額）の範囲内で特別加算活用方針で定めた方法により調整を行い、第12条第1項の特別調整促進加算助成事業勘定の資金から速やかに助成金を地域協議会に交付するとともに、県協議会長は、地域協議会長に交付額を別紙様式第4号により通知するものとする。
- 5 県協議会長は、前項の交付額の通知を行う際、特別加算活用方針で定めた方法により交付額の調整を行った場合には、調整の結果を通知に記載するものとする。
- 6 地域協議会は、県協議会から第4項の助成金の交付を受けたときは、第2項により助成することが適当と認められる取組について、特別加算活用方針に定められた助成金の計算方法（前項

による交付額の調整及び地域協議会による額の上乗せを含む。)に従い、営農計画書の提出者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす営農計画書の提出者に助成金を遅滞なく交付するとともに、地域協議会長は、当該営農計画書の提出者に交付額を様式第5号により通知するものとする。

- 7 地域協議会長は、前項の交付額の通知を行う際、第3項により助成要件等の確認結果に基づき提出のあった営農計画書の内容を訂正、追加又は削除した場合又は県協議会が交付額の調整を行った場合には、その旨を記載するものとする。また、通知する当該交付額に交付金以外の財源に係る額が含まれる場合には、国費に相当する額を明記するものとする。

#### (助成金の返納)

第10条 地域協議会助成事業又は特別調整促進加算助成事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会は、産地づくり事業又は特別調整促進加算助成事業に係る助成金の交付を受けた者が、地域協議会から助成金を受けた後に助成要件を満たさないこと等が判明した場合には、その者に対して助成要件を満たさない取組に係る助成金を速やかに返納させなければならない。

- 2 前項の返納があった場合又は県協議会から助成金を受けた後、当該地域協議会が自ら行った活動に実際に要した経費が県協議会に請求したときに必要であるとした経費の額を下回った場合には、地域協議会助成事業又は特別調整促進加算助成事業に係る助成金の一部を県協議会に返納しなければならない。

- 3 また、前年度の取組への助成に必要な経費及び地域協議会が当該年度の産地づくり計画書に従い自らが行う活動への助成に必要な経費に係る助成金を受けた後、その額が当該年度の助成可能枠を超えた場合には、その超えた額を県協議会を経由して国に返納しなければならない。

- 4 県協議会長は、地域協議会が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、地域協議会助成事業又は特別調整促進加算助成事業に係る助成金の全部又は一部について、返納を求めることができる。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を地域協議会長に送付しなければならない。

- 5 前項の助成金の返納を求められた地域協議会は、前項の期日までに求められた額を県協議会に返納しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会長は、県協議会長に対し、期日の延長又は返納の全部若しくは一部の取消しを求めることができる。この措置を求める場合には、地域協議会長は、期日までに返納できない理由又は返還を困難とする理由を記載した書面を返納の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。

- 6 県協議会長は、前項の期日の延長又は返納の全部若しくは一部の取消しを求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあつてはこれを認め、改めて、返納の額及び返納の期日を記載した書面（期日の延長の場合にあつては返納の期日のみを、返

納の全部の取消しの場合にあってはその旨を記載した書面)を地域協議会長に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を地域協議会長に通知するものとする。

- 7 県協議会長は、地域協議会が第2項若しくは第3項の返納を相当の期間行わない場合又は第5項の返納を期日(前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあっては第4項の期日に第5項の書面を県協議会長が提出を受けた日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日)を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会への地域協議会助成事業及び特別調整促進加算助成事業に係る助成金の交付を停止するものとする。また、県協議会長は、北陸農政局長から、当該地域協議会の産地づくり計画書の承認を取り消すこと、翌年度以降の当該地域協議会への交付金の配分は行わないこと、当該年度の当該地域協議会の助成可能枠から既交付額を控除した額を国に返還すること、その他とるべき措置について指示を受けるとともに、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。

(事業の中止又は廃止)

- 第11条 地域協議会長は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県協議会に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、地域協議会長は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出しなければならない。

### 第3章 資金の管理

(資金の管理)

- 第12条 県協議会は、交付金を受けて造成した資金について、地域協議会助成事業会計の中に地域協議会助成事業勘定を、特別調整促進加算助成事業会計の中に特別調整促進加算助成事業勘定をそれぞれ設けて管理するものとする。
- 2 前項の地域協議会助成事業勘定については、地域協議会ごとに収支を明確にするものとする。
- 3 県協議会は、地域協議会助成事業に係る助成金にあっては地域協議会助成事業勘定の資金から、特別調整促進加算助成事業に係る助成金にあっては特別調整促進加算助成事業勘定の資金からそれぞれ交付するものとする。また、地域協議会助成事業勘定及び特別調整促進加算助成事業勘定の資金をそれぞれ当該用途以外の用途に使用してはならない。
- 4 県協議会は、第1項の資金を福井県信用農業協同組合連合会普通預金により管理する。
- 5 県協議会は、前項の管理により生じる果実については、特に必要なものとして農林水産省生産局長が承認した場合に限り、県協議会が実施要綱第4の1の(3)に基づき行う水田農業構

造改革対策の推進に必要な経費に充てることができる。

- 6 県協議会は、資金に余剰が生じた場合には、勘定ごとにこれを翌年度に繰り越すものとする。
- 7 県協議会長は、地域協議会助成事業及び特別調整促進加算助成事業を終了した場合において、地域協議会助成事業勘定及び特別調整促進加算事業勘定の資金になお残余があるときは、その取扱いについて北陸農政局長の指示を受けるものとする。

## 第4章 報 告

(実施状況の報告)

第13条 地域協議会長は、毎年度、実施要領別紙様式第2-11号により産地づくり事業及び特別調整促進加算助成事業の実施状況報告書を作成し、3月20日までに県協議会長に報告するものとする。

(繰越額の通知)

第14条 県協議会長は、北陸農政局長に資金管理状況を報告した後、速やかにそれぞれの地域協議会長に対して、当該地域協議会の次年度への繰越額を別紙様式第6号により通知するものとする。

## 第5章 雑 則

(事業期間)

第15条 本対策の事業期間は、平成16年度から平成18年度までの3年間とするものとする。

(帳簿の備付け等)

第16条 地域協議会及びその会員は、産地づくり事業及び特別調整促進加算助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿（実施要領第8の地域水田農業推進協議会会計処理規程第12条及び13条に相当する当該地域協議会の会計処理規程の条項に定める会計帳簿及び会計伝票のうち当該事業に係るものをいう。）を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

- 2 県協議会長は、実施要領第1の3に基づき、必要に応じて、地域協議会に対し、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）に係る経理内容を調査し、県協議会への助成金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

(その他)

第17条 本業務方法書に定めるもののほか、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）に係る

業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、北陸農政局長の承認を受けてから県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、北陸農政局長の承認のあった日から施行する。

〇〇福水田協第 号  
平成〇〇年 月 日

〇〇地域水田農業推進協議会長 殿  
(会長が定まっていない場合には、市町村長又は〇〇)

福井市大手3丁目2番18号  
福井県水田農業推進協議会  
会 長 【印】

平成〇〇年度福井県水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）  
実施方針について

平成〇〇年度福井県水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）実施方針を策定した  
ので、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）業務方法書第3条の規定に基づき通  
知する。

（注）北陸農政局長から承認を受けた福井県水田農業構造改革交付金実施方針を添付。

番 号  
平成〇〇年 月 日

〇〇〇〇 殿

所在地  
〇〇地域水田農業推進協議会  
会 長 【印】

水田農業構造改革対策（産地づくり対策）等営農計画書に記載された  
取組の（全部・一部）を助成対象から除外することについて

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出のあった営農計画書に記載された取組のうち、その（全部・一部）を下記のとおり助成対象から除外することとしたので、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）業務方法書第5条第3項の規定に基づき通知する。

なお、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）業務方法書第5条第4項の規定により不服を申し立てる場合には、この通知が到達した日から〇日以内に、助成要件を満たしていることを証明する方法を書面により又は直接〇〇（事務所の所在地）に出頭の上、申し立てられたい。

#### 記

##### 1 決定の内容

〇〇の除外  
××の除外

##### 2 理由

〇〇により助成要件の確認を行うことが不可能であると判断したため。

福井県水田農業推進協議会長 殿

所在地  
〇〇地域水田農業推進協議会  
会 長 【印】

平成〇〇年度水田農業構造改革交付金（産地づくり交付金）にかかる  
助成金の請求について（平成〇〇年度第〇回）

水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）業務方法書第7条第1項及び第9条第1  
項の規定に基づき下記のとおり助成金を請求する。

記

1 地域協議会助成事業

(1) 請 求 額： 円

(2) 請求の内容：

助成金の使途の名称	助成可能枠または 前回請求後の 助成枠との差額	請 求 額	今回請求後の助成可 能枠との差額	備 考
合 計				

- (注) 1 産地づくり計画書で記載された助成金の使途ごとに記入すること。  
2 備考欄には、助成金の使途ごとに内訳を記入すること。  
3 助成金の使途ごとの交付額の計算の基礎となった資料及び助成要件の確認資料を提示すること。  
4 助成可能枠又は前回請求後の助成可能枠との差額を超えた場合には、その際にとった措置を記入すること。

## 2 特別調整促進加算助成事業

(1) 請求額： 円

(2) 請求の内容

用途の区分および 用途の名称	作目等区分	員数	単価	請求額	備考
②地域特例作物の振興に 関する用途					
③その他意欲的な生産調 整に関する用途					
合 計					

(注) 1 用途ごとに記入すること。

2 助成金の用途ごとの交付額の計算の基礎となった資料及び助成要件の確認資料を提示すること。

## 3 振込先

〇〇福水田協第 号  
平成〇〇年 月 日

〇〇地域水田農業推進協議会長 殿

福井市大手3丁目2番18号  
福井県水田農業推進協議会  
会 長 【印】

平成〇〇年度水田農業構造改革交付金（産地づくり交付金）にかかる  
助成金額について（平成〇〇年度第〇回）

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で請求のあった水田農業構造改革交付金（産地づくり交付金）に係る助成金額については、下記のとおり交付したので、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）業務方法書第7条第4項及び第9条第4項に基づき通知する。  
※なお、特別調整促進加算の活用方針に基づき交付額の調整を行ったので、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）業務方法書第9条第5項に基づき併せて通知する。

## 記

## 1 地域協議会助成事業 (単位:円)

	交 付 額	
		うち国費分
既 交 付 額		
今 回 交 付 額		
助成可能枠との差額		

## 2 特別調整促進加算事業 (単位:円)

	交 付 額	
		うち国費分
請 求 額		
交 付 額		

※交付額の調整の結果及びその理由

(注)※は県協議会が特別調整促進加算の活用方針に基づき交付額の調整を行った場合にのみ記載すること。

番 号  
平成〇〇年 月 日

〇〇〇〇 殿

所在地  
〇〇地域水田農業推進協議会  
会 長 【印】

平成〇〇年度水田農業構造改革交付金（産地づくり交付金）にかかる  
助成金額の通知について

平成〇〇年〇月〇日付けで提出のあった営農計画書兼助成金申請の内容のうち下記の内容について助成金を交付したので通知する。

- ※1 なお、営農計画書と記載内容が異なる点については、本協議会が助成要件等の確認を行った結果、営農計画書の内容に誤りがあった又は要件を満たさなかったことによるものであることを申し添える。
- ※2 また、〇〇により（単価調整・翌年度支払い・〇〇）を行うこととしたので併せて申し添える。

## 記

## 1 産地づくり事業

(単位：円)

助成金の使途の 名称	作物等 区分	員数	単価	交 付 額		備 考
					うち国費	
計						

- (注) 1 助成要件等の確認結果に基づき、営農計画書の内容について、助成要件等の確認結果に基づき、営農計画書の内容を修正した場合には、修正に係る欄に2段書き（上段に修正前をカッコ書き、下段に修正後）するか、その修正の内容を備考欄に記載するか、又はその修正の内容を別葉に記載して添付すること。2の表においても同じ。
- 2 単価調整等を実施した場合には、その旨を備考欄に記載するか、又はその旨を別葉に記載して添付すること。2の表においても同じ。
- 3 電算機等による処理等による場合には、内容の変更を伴わない限り必要に応じて様式を変更できるものとする。2の表においても同じ。

## 2 特別調整促進加算助成事業

用途の区分および用途の名称	作物等区分	員数	単価	交 付 額		備 考
					うち国費	
②地域特例作物の振興に関する用途						
③その他意欲的な生産調整に関する用途						
計						

〈記入上の注意〉

- 1 助成要件等の確認結果に基づき、営農計画書の内容を修正した場合には、※1を記載すること。
- 2 単価調整等を実施した場合には、※2を記載すること。

〇〇福水田協第 号  
平成〇〇年 月 日

〇〇地域水田農業推進協議会長 殿

福井市大手3丁目2番18号  
福井県水田農業推進協議会  
会 長 【印】

水田農業構造改革交付金（産地づくり交付金）にかかる  
次年度（平成〇〇年度）への繰越額について

〇〇地域水田農業推進協議会の次年度（平成〇〇年度）への繰越額については、水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）業務方法書第14条に基づき、下記のとおり通知する。

記

（単位：円）

全	体	
	うち国費分	

平成17年度水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）実施方針

1 地域協議会助成事業分と特別調整促進加算助成事業分の融通

	特別調整促進加算 助成事業の前年度 からの繰越	国からの 提示額	融通額	融通後の額 (a)
地域協議会助成事業分		2,082,019,000	95,036,301	2,177,055,301
特別調整促進加算助成事業分	36,423,301	136,573,000	△95,036,301	77,960,000
合 計	36,423,301	2,218,592,000		2,255,015,301

2 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の交付金以外の収入

区 分	地域協議会助成事 業に充てるもの (b)	特別調整促進加算 助成事業に充てる もの(c)	合 計	備 考
—	—	—	—	
合計	—	—	—	

### 3 地域協議会助成事業分の交付金の地域水田農業推進協議会への配分方針

#### (1) 基本的な配分の考え方

産地づくり対策を実施するに当たって、地域水田農業ビジョンで策定している産地づくりや担い手育成が円滑に実現される交付金配分とするため、①ビジョンの進行管理や確認事務等の必要経費をあらかじめ算定して、円滑な産地づくり対策を実施するとともに、②米以外の作物作付に応じた基本部分と担い手の育成が図られる担い手加算部分で構成する。

また、特別調整加算から融通された分については、交付金総額が水田農業経営確立助成金実績を下回ることから、円滑な産地づくりを推進するため、水田農業経営確立助成金の実績に応じて配分することとする。

#### (2) 具体的な配分の方法

##### ①均等部分

市町村のビジョンの進行管理、確認事務費（標準経費800千円、県全体で28,000千円）を平成15年度生産調整目標面積割50%、農業者数割50%として配分する。

○生産調整目標面積シェア50%＋ 農業者数シェア50%

##### ②基本部分

県への交付額から①の均等部分を除いた1/3を平成14、15年度の各市町村ごとの生産調整実施面積に国の算定単価を乗じた金額に応じて配分する。

○((各生産調整態様別平成14、15年度2カ年の生産調整実施面積の平均) × 国の算定単価の合計) のシェア

##### ③担い手加算部分

県への交付額から①の均等部分を除いた2/3を、現行の経営確立助成金が団地化や土地利用集積など担い手の要素をもったものであることから、経営確立助成金の交付を受けている農業者が今後の担い手となるよう、育成されることを期待して、平成14、15年度の経営確立助成金の実績を基に配分

○平成14、15年度2か年の経営確立助成金の平均のシェア

##### ④特別調整促進加算融通分の配分

ア) 平成14、15年度の経営確立助成金の実績に応じて配分

○平成14、15年度2か年の経営確立助成金の平均のシェア

イ) 平成16年度の特別調整促進加算の17年度への繰越金を配分

○平成17年度の転作面積のシェア

転作面積とは、平成16年度地域協議会別水田台帳面積から平成17年度生産目標数量を統計・情報センターが公表する市町村別単収を除いて得られた面積を減じた面積。

## (3) 地域協議会助成事業分の配分額(融通後の額)

地域協議会の名称	地域協議会助成事業分の配分額				合 計 (a+b)	左のうち 国 費
	前年度から 繰越 (a)	今年度配分 (b=c+d)	うち今年度 配分額(c)	うち前年度特 別調整促進加 算からの融通 (d)		
福井市地域水田農業推進協議会	4,320,008	313,495,301	307,296,000	6,199,301	317,815,309	317,815,309
敦賀市水田農業運営協議会	3,057,633	11,113,000	10,371,000	742,000	14,170,633	14,170,633
武生市水田農業推進協議会	13,126,859	177,786,000	174,712,000	3,074,000	190,912,859	190,912,859
小浜市水田農業推進協議会	5,710,252	38,686,000	37,261,000	1,425,000	44,396,252	44,396,252
大野市産地づくり推進協議会	22,940,306	187,739,000	183,983,000	3,756,000	210,679,306	210,679,306
勝山市水田農業推進協議会	2,572,220	72,281,000	70,542,000	1,739,000	74,853,220	74,853,220
鯖江市水田農業運営協議会	9,064,263	136,200,000	134,167,000	2,033,000	145,264,263	145,264,263
あわら市水田農業推進協議会	18,415,714	268,170,000	265,520,000	2,650,000	286,585,714	286,585,714
美山町水田農業推進協議会	4,191,884	5,769,000	5,380,000	389,000	9,960,884	9,960,884
吉田郡水田農業推進協議会	5,578,911	41,748,000	40,829,000	919,000	47,326,911	47,326,911
和泉村水田農業推進協議会	68,186	318,000	294,000	24,000	386,186	386,186
三国町水田農業推進協議会	1,762,458	58,127,000	57,106,000	1,021,000	59,889,458	59,889,458
丸岡町水田農業推進協議会	19,854,698	156,927,000	155,282,000	1,645,000	176,781,698	176,781,698
春江町水田農業推進協議会	17,322,897	125,209,000	123,992,000	1,217,000	142,531,897	142,531,897
坂井町水田農業推進協議会	16,198,034	210,898,000	208,904,000	1,994,000	227,096,034	227,096,034
今立町水田農業推進協議会	3,591,557	25,979,000	25,477,000	502,000	29,570,557	29,570,557
池田町総合農政推進協議会	1,725,129	15,063,000	14,667,000	396,000	16,788,129	16,788,129
南越前町水田農業推進協議会	3,170,751	54,489,000	53,625,000	864,000	57,659,751	57,659,751
越前町朝日地区水田農業推進協議会	4,454,779	36,963,000	36,417,000	546,000	41,417,779	41,417,779
越前町宮崎地区水田農業推進協議会	710,027	6,478,000	6,113,000	365,000	7,188,027	7,188,027
越前町越前地区水田農業推進協議会	76,994	500,000	480,000	20,000	576,994	576,994
越前町織田地区水田農業推進協議会	959,039	3,545,000	3,255,000	290,000	4,504,039	4,504,039
越廼村水田農業推進協議会	33,547	849,000	798,000	51,000	882,547	882,547
清水町地域水田農業推進協議会	2,548,590	91,156,000	90,182,000	974,000	93,704,590	93,704,590
美浜町水田農業推進協議会	5,205,513	17,502,000	16,764,000	738,000	22,707,513	22,707,513
若狭町三方地区水田農業推進協議会	5,227,475	27,965,000	27,145,000	820,000	33,192,475	33,192,475
若狭町上中地区水田農業推進協議会	12,753,403	63,657,000	62,703,000	954,000	76,410,403	76,410,403
名田庄村水田農業推進協議会	1,008,500	10,004,000	9,851,000	153,000	11,012,500	11,012,500
高浜町地域水田農業推進協議会	1,235,522	5,615,000	5,230,000	385,000	6,850,522	6,850,522
大飯町水田農業推進協議会	2,929,600	12,824,000	12,286,000	538,000	15,753,600	15,753,600
合 計	189,814,749	2,177,055,301	2,140,632,000	36,423,301	2,366,870,050	2,366,870,050

#### 4 特別調整促進加算助成の活用方針

##### (1) 基本的な活用の考え方

###### ①大幅な超過達成に関する用途

行なわない

###### ②地域特例作物の振興に関する用途

そばと県推進品目、重点推進品目および市町村推進希望品目に対して助成する。

###### ③その他意欲的な生産調整に関する用途

地力増進作物および景観形成作物を推進し、生産調整の推進を図る

##### (2) 所要額が国からの交付額を上回る場合の調整方法（交付金以外の財源の活用等がある場合）

交付単価を減額して調整

##### (3) 具体的な活用計画

###### ア 総括表

活用の区分	作目等区分	員数	単価	金額		備 考	
				金額	うち国費		
		ha	円/10a	円	円	単価×面積 円/10a× ha	
②地域特例作物 の振興に対する 助成	そば(中山間)	300	5,000	15,000,000	15,000,000	5,000×300	
	そば(担い手)	200	7,000	14,000,000	14,000,000	7,000×200	
	そば(中山間・担い手)	100	12,000	12,000,000	12,000,000	12,000×100	
	県推進品目および市町村 推進希望品目						
	(担い手以外)	30	10,000	3,000,000	3,000,000	10,000×30	
	(担い手)	20	30,000	6,000,000	6,000,000	20,000×20	
	重点推進品目						
③ その他意欲 的な生産調整の 取組	(担い手以外)	30	30,000	9,000,000	9,000,000	30,000×30	
	(担い手)	20	50,000	10,000,000	10,000,000	50,000×20	
	地力増進作物	224	4,000	8,960,000	8,960,000	4,000×224	
	景観形成作物						
合 計		924	—	77,960,000	77,960,000		

#### 県推進品目

キャベツ、ダイコン、サトイモ、トマト、ナス、スイカ、ウメ、ナシ、キク

#### 重点推進品目

ミディトマト(施設)、イチゴ(施設)、ブロッコリー、一寸ソラマメ、オータムヴィオレ、スイセン(促成または抑制栽培に限る)、花ハス

#### 市町村推進希望品目

キュウリ、タマネギ、ニンジン、ニンニク、スイートコーン、カボチャ、ユリ、スイセン(露地)

### イ 活用の区分ごとの内容

#### (1) 共通事項

##### A 効果

地域条件に応じた米の生産調整(水稻を作付けしない水田)に対し助成することで、意欲的な取り組みを助長することができる。このことにより、生産調整の推進や耕作放棄地の発生を未然に防ぐことにより水田の持つ多面的機能は維持し、水田環境等の良好な保全に資する。

##### B 助成の要件

#### (a) 交付対象者

次のすべての要件を満たす者

(ア) 当該地域協議会の範囲である市町村に住所を有する農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体(法人格を有しないものについては3以上の農業者で組織し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。))であること。

(イ) 農業者個人又は法人格を有する生産集団に交付する場合にあっては、当該助成対象者は生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策への生産者拠出金を納付している者であることとし、法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては、当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積(米の数量調整実施要綱第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀を除く。)の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であること。

また、作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても水稻の作付け(米の数量調整実施要綱第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀を除く。)を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。

同様に集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け(米の数量調整実施要綱第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀を除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化要領第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0になる場合には助成の対象となり得る。

(ウ) 国が定める助成水田において、権原に基づき対象作物の作付を実施している者とするが、耕起、播種(定植)、収穫(地力増進作物にあっては鋤込み、景観形成作物にあっては鋤込

みなど適切な残査処理)の3作業をすべて行う作業受託者(生産集団を含む)がいる場合は、当該作業受託者とする。ただし、この場合、作業受託者が助成金を受け取ることに ついて、権原を有する者とあらかじめ合意が整っていることとする。

(b) 対象作物

- ・「①地域特例作物の振興に対する助成」にかかる対象作物とは、地域協議会が用途ごとの作物等区分から選択した1作物とする。
- ・同一年度において、同一水田で同一作物を2回以上作付けた場合であっても、本事業による助成は1回限りとする。

(c) 助成対象水田

- ・国が定める助成の対象となり得る水田等において対象作物作付けを行った水田。

(d) 助成対象面積

- ・交付対象となる面積は、1アール以上とする。ただし、1筆の面積が1アール未満で、かつすべての面積を作付けした場合は対象とする。
- ・畦畔・はざ場等が含まれない田本地面積とする。

(e) その他要件

- ・交付の対象となる作物と同一年度に水稻(米の数量調整実施要綱第6の2に定める青刈り稲・わら専用稲・稲発酵粗飼料用稲・飼料用米・援助米・試験研究米を除く。)が作付けが行われていない水田であること。

C 確認の方法

(a) 現地確認における確認方法

現地確認において、作付作物と作付面積を確認し、実測が必要な場合は実測を行う。

また、面積確認において、水田台帳、水稻共済細目書等により確認が必要な場合は、その書類により確認する。当該地域協議会域を超える出作による確認の取扱いについては、当該地域協議会の確認方法によることとする。

(b) 生産調整実施者の確認方法

当該地域協議会の範囲である当該市町村長から提供された情報により確認する。

(c) 国の定める助成の対象となり得る水田の確認方法

地域協議会の確認方法(水田台帳、土地登記簿、過去の生産調整実績)により確認する。

(d) 集荷円滑化対策の拠出金を納付している者の確認方法

北陸農政局福井農政事務所から提供された情報により確認する。

(e) 水稻の作付けが行われていないことの確認方法

基準日(7月1日)において、現地確認、農業共済組合から提供された情報、農業者からの聞き取りにより確認する。

(f) 交付対象者であることの確認方法

生産集団については、代表者の定めを規約により確認する。

作業受託者については、作業受委託契約書、合意文書により確認する。

(g) その他

① 地域協議会の区域を越えて耕作している者の取扱いについて

住所地協議会の長に営農計画書を提出するものとする。この場合において、助成要件の確認、助成金の支払い等は、住所地協議会が行うものとし、必要に応じ出作地協議会等の協力を求めるものとするが、住所地協議会の長が助成要件の確認を行うことが不可能であると判断した場合には、当該営農計画書の提出者の了解を得た上で、当該確認ができなかった取組を助成対象から外すことができる。

② 定めのない事案が発生した場合及び細部運用等についての疑義が生じた場合については、県協議会長がその取り扱いについて定める。

D 単価調整の方法

地域協議会申請総額が、予算額 77,960 千円を上回ることが、地域協議会からの計画を通して明らかになった場合には、下式により単価調整を行う。

$$\text{調整後の単価} = \text{調整前の単価} \times (77,960 \text{ 千円} / \text{地域協議会申請総額})$$

(2) 個別事項

活用の区分	②地域特例作物の振興に対する助成																					
作物等区分	そば、県推進品目・重点推進品目・市町村推進希望品目																					
	区分	作物等区分																				
	そば	そば(単作に限る)																				
	県推進品目	キャベツ、ダイコン、サトイモ、トマト、ナス、スイカ、ウメ、ナシ、キク																				
	重点推進品目	ミディトマト(施設)、イチゴ(施設)、ブロッコリー、一寸ソラマメ、オータムヴィオレ、スイセン(促成または抑制栽培に限る)、花ハス																				
市町村推進希望品目	キュウリ、タマネギ、ニンジン、ニンニク、スイートコーン、カボチャ スイセン(露地)、ユリ																					
具体的内容	そばや県推進品目、重点推進品目、市町村推進希望品目を作付けした場合に、作付面積に応じて、作付けを行なった農業者に対して定額助成を行なう。																					
効果	①麦、大豆に取り組みないところでも取組みが可能で、米の生産調整の推進に資する。 ②県や市町村で推進する品目の作付けが推進され産地形成に資する ③耕作放棄地の発生を未然に防ぐことによる水田環境等の良好な保全に資する。																					
助成の要件	<p>共通事項以外に以下の要件を課すこととする。</p> <p>○共通事項の交付対象者のうち以下に掲げる者は本事業において担い手として位置づける。 認定農業者、農業生産法人、特定農業団体、認定生産組織など地域水田農業ビジョンの担い手リストに位置付けられた農業者および生産集団</p> <p>○対象作物 地域協議会は作物等区分に掲げる表のうち4つの区分から1つを選択し、その区分から1つの作物を選択できる。</p> <p>○その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分「そば」にあっては、同一年度でそば以外の作付がなされていないこと。</li> <li>・原則として収穫作業を行うこと。ただし、気象災害等により収穫が困難となった場合で、県協議会長が別に定めるところにより判定を行い、収穫されたものとみなす。</li> <li>・中山間地とは、特定農山村法に指定された地域とする。</li> </ul>																					
確認方法	<p>共通事項以外に以下の要件について確認する。</p> <p>○担い手 地域水田農業ビジョン「担い手リスト」により確認する。</p> <p>○中山間地 市町村長からの情報により確認する。</p> <p>○現地確認 地域協議会が定める時期とする。</p>																					
助成水準 (助成額の算定方法)	<p style="text-align: right;">[単位:円/10a]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>要件</th> <th>助成水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">そば</td> <td>中山間地で作付した場合</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>担い手が作付けした場合</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>中山間地において担い手が作付した場合</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県推進品目 市町村希望品目</td> <td>担い手が作付けした場合</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>担い手以外が作付けした場合</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重点品目</td> <td>担い手が作付けした場合</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>担い手以外が作付けした場合</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table>		区分	要件	助成水準	そば	中山間地で作付した場合	5,000	担い手が作付けした場合	7,000	中山間地において担い手が作付した場合	12,000	県推進品目 市町村希望品目	担い手が作付けした場合	30,000	担い手以外が作付けした場合	10,000	重点品目	担い手が作付けした場合	50,000	担い手以外が作付けした場合	30,000
区分	要件	助成水準																				
そば	中山間地で作付した場合	5,000																				
	担い手が作付けした場合	7,000																				
	中山間地において担い手が作付した場合	12,000																				
県推進品目 市町村希望品目	担い手が作付けした場合	30,000																				
	担い手以外が作付けした場合	10,000																				
重点品目	担い手が作付けした場合	50,000																				
	担い手以外が作付けした場合	30,000																				
単価調整の方法	共通事項に記載																					

活用の区分	③その他意欲的な生産調整の取組み
作物等区分	①地力増進作物、②景観形成作物
具体的内容	地力増進作物や景観形成作物を作付けした場合にその面積に応じて作付を行なった農業者に対して定額助成を行なう
効果	① 麦、大豆に取り組めないところでも、取組みが可能で、米の生産調整の推進に資する。 ② 水田環境等の良好な保全に資する。
助成の要件	<p>共通事項以外に以下の要件を課すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象作物 作物等区分のうち①、②の対象となる作物とする。</li> <li>○作物の定義 地力増進作物(とうもろこし、グリーンミレット、イタリアンライグラス、ソルガム、れんげ、クローバー、クロタラリア、セスバニア) 景観形成作物(地域協議会で定めた作物)</li> <li>○その他の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地力増進作物は平成12年度に策定した福井県水田農業振興基本方針第5の(3)に準拠した栽培管理等がなされていること。</li> <li>・対象作物の収穫年度(地力増進作物については、すきこみを行なった年度、景観形成作物については開花期年度)に水稻の作付が行なわれていないこと。</li> </ul> </li> </ul>
確認方法	<p>共通事項以外に以下の要件について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現地確認 地域協議会が定める時期とする。</li> <li>○景観形成作物の地域協議会が定めた作物かどうかについては、地域協議会において定めている作物を県協議会に提出させることにより確認する。) )</li> </ul>
助成水準 (助成額の算定方法)	地力増進作物、景観形成作物の作付け 4千円/10a
単価調整の方法	共通事項に記載

# 水田農業構造改革交付金 稲作所得基盤確保対策

## 1 業務方法書

## 2 実施方針



**福井県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金**  
**(稲作所得基盤確保対策) 業務方法書**

施行 平成16年4月28日

改正 平成17年4月27日

**第1章 総 則**

(目的)

第1条 この業務方法書は、水田農業構造改革対策実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び水田農業構造改革対策実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、福井県水田農業推進協議会（以下「県協議会」という。）が行う稲作所得基盤確保対策（以下「本事業」という。）に係る業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性に鑑み、実施要綱、実施要領、この業務方法書その他法令等を遵守し、行政庁その他関係機関との緊密な連携の下に、業務を適正に運営するものとする。

**第2章 事業の実施**

(生産者加入契約)

第3条 県協議会は、本事業に加入しようとする米穀の生産者と生産者加入契約（以下「加入契約」という。）を締結するものとする。

2 加入契約の締結は、当該生産者に係る最初の本事業の対象となる米穀の生産年の6月15日までに行うものとする。

3 県協議会は、本事業に加入しようとする米穀の生産者が法人格を有しない団体を組織して米穀の生産を行っており、かつ、当該団体が農業共済資格団体の場合又は当該団体が次に掲げる要件のすべてに適合している場合には、当該団体を代表する者と加入契約の締結その他本事業に係る手続を行うことができるものとする。

(1) 代表者に関する事項等を含む定款又は規約を有していること。

(2) 当該団体の米穀の数量に占める構成員ごとの割合（持ち分）を定めていること。

4 県協議会は、前項により加入契約を締結する場合には、当該団体を代表する者から当該団体が前項に定める要件に適合していることがわかる資料を本事業の対象となる米穀の生産年の5月末日までに提出させるものとし、当該団体の構成員全員が集荷円滑化対策に加入する旨の同意した書面を確認した場合は、加入契約を締結することができる。

5 県協議会は、加入契約を締結するときは、様式第1号の稲作所得基盤確保対策加入契約書（以下「加入契約書」という。）を2通作成するものとする。加入契約書は、加入契約を締結した生産者（以下「加入契約者」という。）及び県協議会が各1通を保有し、管理するものとする。

(加入対象の確認)

第4条 県協議会は、毎年、加入契約者が生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることについて、次に定めるところにより確認を行うものとする。

(1) 生産調整実施者であることについては、市町村長から必要な情報の提供を受けることにより確認する。

(2) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることについては、北陸農政局福井農政事務所長（以下「農政事務所長」という。）を通じて米穀安定供給確保支援機構から必要な情報の提供を受けることにより確認する。

(数量契約)

第5条 県協議会は、毎年、加入契約者と当年産の米穀について本事業の対象とすべき数量（以下「契約数量」という。）に係る契約（以下「数量契約」という。）を締結するものとする。

2 数量契約の締結は、毎年6月15日までにを行うものとする。

3 県協議会は、数量契約を締結するときは、様式第2号の稲作所得基盤確保対策数量契約書（以下「数量契約書」という。）を2通作成するものとする。数量契約書は、加入契約者及び県協議会が各1通を保有し、管理するものとする。

4 加入契約者ごとの契約数量（同一の生産者が複数の数量契約を締結している場合については、それぞれの数量契約における契約数量の合計）は、当該加入契約者の生産確定数量（米の数量調整実施要綱第5の6の（4）の生産確定数量。以下「生産確定数量」という。）を超えないものとし、かつ、当該加入契約者の販売・出荷数量を超えないものとする。

(安定販売契約)

第6条 県協議会は、実施要綱別紙2第4の4の（2）のオの（ウ）に該当する米穀について数量契約を締結する場合には、あらかじめ加入契約者から安定販売契約に係る契約書の写し（加入契約者から米穀の販売の委託を受けた者が安定販売契約を締結している場合については、この他に販売委託に係る契約書の写し）を対象米穀の生産年の5月末日までに提出させるものとする。

2 県協議会は、前項により提出を受けた安定販売に係る契約書の写し等を取りまとめの上、実施要領別紙様式第3-2号により、農政事務所長に承認を申請するものとする。

3 県協議会は、農政事務所長から前項の申請について承認の通知を受けた場合には、速やかに当該加入契約者と数量契約を締結するものとする。

なお、当該加入契約者との加入契約の締結その他の事務については、第22条における事務委託者である、福井県経済農業協同組合連合会（以下「県経済連」という。）が取り扱うものとする。

(契約数量の変更)

第7条 県協議会は、次に定めるところにより、加入契約者（加入契約者から米穀の販売又は販売の委託を受けた者を含む。）から本事業の対象となる米穀の数量について、本事業の対象となる米穀の生産年の翌年の4月末日までに報告させるものとする。

(1) 実施要綱別紙2第4の4の（2）のオの（ア）に定めるところにより加入契約者から米穀の販売又は販売の委託を受けた出荷事業者については、加入契約者ごとの本事業の対象となる米穀の

数量がわかる資料を提出させる。

(2) 実施要綱別紙2第4の4の(2)のオの(イ)に定めるところにより米穀の販売を行った加入契約者又は実施要綱別紙2第4の4の(2)のオの(ウ)に定めるところにより米穀の販売を行った加入契約者若しくは販売の委託を受けた者については、加入契約者ごとの本事業の対象となる米穀の数量がわかる資料を提出させる。

2 県協議会及び加入契約者は、前項により報告を受けた当該加入契約者の本事業の対象となる米穀の数量が当該加入契約者に係る契約数量を下回る場合には、速やかに契約数量を変更するものとする。

3 県協議会及び加入契約者は、前項に定める場合のほか、加入契約者の責に帰さない認められる場合には、当該加入契約者に係る契約数量を変更できるものとする。

4 県協議会は、契約数量の変更を行った後、速やかに、実施要領別紙様式第3-3号の契約数量変更状況報告書を作成し、数量契約を締結した年の翌年の5月10日までに、農政事務所に提出するものとする。

#### (都道府県別限度数量)

第8条 県協議会は、農政事務局長から限度数量及び都道府県別限度数量の通知を受けた場合には、加入契約者の契約数量(前条により契約数量の変更を行った場合については、変更後の数量。以下この条において同じ。)を都道府県単位で合算した数量に対する都道府県別限度数量の割合を加入契約者の契約数量に乗じることにより加入契約者の契約数量を削減するものとする。

#### (過剰米処理達成度合いによる契約数量の補正)

第9条 県協議会は、実施要綱別紙2第4の7の(1)に定めるところにより加入契約者ごとの過剰米処理達成度合いを算出するものとする。

2 県協議会は、前項により過剰米処理達成度合いを算出する場合には、加入契約者又は加入契約者が参加する生産調整方針の作成者から必要な情報の提供を受けて算出するものとする。

3 県協議会は、加入契約者の契約数量(前2条により契約数量の変更又は削減を行った場合については、変更又は削減後の数量。以下この条において同じ。)に加入契約者ごとの過剰米処理達成度合いを乗じることにより、加入契約者の契約数量を補正するものとする。

#### (契約の解除)

第10条 県協議会は、加入契約者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、当該加入契約者との加入契約及び数量契約を解除するものとする。

(1) 第4条に定めるところにより行った確認の結果、加入契約者が実施要綱第5に定める助成対象に該当しない場合

(2) 加入契約者が虚偽の申請を行った場合又は加入契約に違反する行為があった場合

(3) 加入契約者から県協議会に対し、加入契約及び数量契約の解除の申し出があった場合

(4) 翌年産の数量契約の締結に当たって、加入契約者から県協議会に対し加入契約の継続を行わないとの意思表示があった場合

2 県協議会は、加入契約者が加入契約及び数量契約の解除を申し出る場合において、加入契約者から様式第3号の稲作所得基盤確保対策加入契約及び数量契約解除申入書を生産年の翌年3月末

日までに提出させるものとする。

3 県協議会は、当該加入契約者との加入契約及び当該年産の数量契約を解除する場合には、様式第4号の稲作所得基盤確保対策加入契約及び数量契約解除通知書により当該加入契約者に通知するものとする。

4 県協議会は、加入契約を解除する場合において、当該加入契約者に係る資金に残余があるときは、当該残余のうち、生産者拠出金相当額を当該加入契約者に返還するとともに、実施要領第5の5の(2)に定める水田農業構造改革交付金(稲作所得基盤確保対策)の交付金(以下「稲作所得対策交付金」という。)相当額を国に返還するものとする。

#### (基準価格及び生産者拠出金の単価の算出)

第11条 県協議会は、毎年、水田農業構造改革交付金(稲作所得基盤確保対策)実施方針(以下「実施方針」という。)に従い、実施要綱別紙2第4の5の(1)に定める基準価格及び実施要綱別紙2第4の5の(3)に定める生産者拠出金の単価を算出するものとする。

2. 県協議会は、前項により基準価格及び生産者拠出金の単価を算出したときは、実施要領別紙様式第3-4号の都道府県基準価格等報告書を作成し、本事業の対象となる米穀の生産年の4月末日までに農政事務所に提出するものとする。

#### (生産者拠出金)

第12条 県協議会は、毎年7月20日までに、加入契約者から生産者拠出金を納付させるものとする。

2 県協議会は、前項により生産者拠出金を納付させるときは、あらかじめ生産者拠出金の額について加入契約者に通知するものとする。

3 県協議会は、前項により通知した生産者拠出金の額が加入契約者から確実に納付されていることを確認するものとする。

4 県協議会は、加入契約者の生産者拠出金の額が、契約数量の変更、削減又は補正を行った場合において、生産者拠出金の過受金が生じたときは、数量契約を締結した年の翌年の補てん金交付時まで、加入契約者に過受金を返納するものとする。

#### (資金造成計画書)

第13条 県協議会は、加入契約者と数量契約を締結したときは、速やかに実施要領別紙様式第3-6号の加入契約者別資金造成計画書及び実施要領別紙様式第3-7号の都道府県資金造成計画書を作成し、数量契約を締結した年の7月末日までに、農政事務所に提出するものとする。

#### (当年産価格及び補てん金単価)

第14条 県協議会は、毎年、実施方針に従い、実施要綱別紙2第4の6の(1)に定める当年産価格及び実施要綱別紙2第4の6の(3)に定める補てん金の単価を算出するものとする。

2 県協議会は、前項により当年産価格及び補てん金の単価を算出したときは、実施要領別紙様式第3-5号の都道府県当年産価格等報告書を作成し、本事業の対象となる米穀の生産年の翌年の4月末日までに農政事務所に提出するものとする。

(資金管理実績書)

第15条 県協議会は、契約数量の変更、削減又は補正をすべて終えたときは、速やかに実施要領別紙様式第3－8号の加入契約者別資金管理実績書及び実施要領別紙様式第3－9号の都道府県資金管理実績書を作成し、数量契約を締結した年の翌年の6月15日までに、農政事務所長に提出するものとする。

(補てん金の交付)

第16条 県協議会は、前条により加入契約者別資金管理実績書を作成したときは、速やかに様式第5号の加入契約者別資金収支管理表を作成し、加入契約者に通知するものとする。

2 県協議会は、国から稲作所得対策交付金の交付を受けたときは、速やかに加入契約者に補てん金を交付するものとする。

3 県協議会は、補てん金を交付した後、加入契約者が助成対象に該当しないこと、加入契約者が虚偽の申請を行ったこと又は加入契約者に加入契約に違反する行為があったことが判明した場合には、当該加入契約者に対し、補てん金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

### 第3章 資金の管理

(資金の管理)

第17条 県協議会は、生産者拠出金と稲作所得対策交付金により造成した資金について、特別の勘定を設け、専用の口座を設けるなど他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

2 県協議会は、加入契約者ごとに、生産者拠出金相当分及び稲作所得対策交付金相当分に係る資金収支を明確にするとともに、補てん金の固定部分及び補てん金の変動部分に係る資金収支を明確にしておくものとする。

3 県協議会は、資金を本事業による補てん金の交付以外の用途に使用しないものとする。

4 県協議会は、資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

5 県協議会は、加入契約者の死亡等により当該加入契約者の資産が相続された場合には、当該加入契約者の資金収支を相続人等に引き継ぐものとする。

なお、加入契約者が農業生産法人等の構成員となった場合は、当該者に係る資金収支を当該農業生産法人等に引き継ぐことができるものとする。

6 県協議会は、毎年度、資金の収支及び管理の状況につき、監査を行うものとする。

(資金の繰越し)

第18条 県協議会は、資金に余剰を生じたときは、これを翌年産以降の本事業の実施に係る加入契約者ごとの補てん原資として繰り越すものとする。

(果実の取扱い)

第19条 資金の管理により生じる果実の取扱いについては、農林水産省総合食料局長の承認を得て、水田農業構造改革対策の推進に必要な経費に充てることのできるものとする。

(残余金の返還)

第20条 県協議会は、国の事業が終了した場合又は事業の続行が不可能となった場合において、本事業により造成した資金に残余があるときは、当該残余のうち国の稲作所得対策交付金相当額を国に返還し、生産者拠出金相当額を加入契約者に返還するものとする。

## 第4章 雑 則

(事業の実施期間)

第21条 本事業の実施期間は、平成16年産から平成18年産までの3か年産の米穀に係る期間とする。

(事務の委託等)

第22条 県協議会は、本事業の適正かつ効率的な運営を図るため、県経済連と事務委託に関する契約（以下「委託契約」という。）を締結し、業務運営に当たっての代理事項及び本事業に係る事務の委託に関する事項を定めることができるものとする。この場合において、県協議会と委託契約を締結した県経済連は、農業協同組合との間で委託契約を締結し、県協議会から委託された本事業に係る事務の一部委託に関する事項を定めることができるものとする。

2 県協議会は、前項で委託する事務に係る経費の一部を県経済連の請求に基づき助成することができるものとする。

3 県協議会と委託契約を締結した県経済連は、委託された事務のうち、第13条に定める資金造成計画書、第15条に定める資金管理実績書について、各条に定める農政事務所長への提出期日の5日前までに県協議会へ提出するものとする。

(事務費等に要する経費の徴収)

第23条 委託契約を締結して、本事業に係る事務の一部を委託された県経済連においては、本事業の加入・交付事務に要する経費の一部を加入契約者から生産者拠出金の納付時または精算時等において徴収することができるものとする。

2 事務等に要する経費を生産者拠出金の納付時に徴収した県経済連においては、第7条により契約数量の変更が生じた加入契約者に対しては、すみやかに該当数量に相当する事務費に要する経費を返還し、精算を行うものとする。

(報告の徴収等)

第24条 県協議会は、この業務方法書に基づく業務の実施に関する事項について調査する必要がある場合には、事務の委託先及び加入契約者から所要の事項について報告させ、これらの者が保有する帳簿類を閲覧し、又はこれらの者に関係する施設を調査することができるものとする。

2 県協議会は、本事業に係る帳簿類及び証拠書類を補てん金の交付が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(担い手経営安定対策との関係)

第25条 県協議会は、担い手経営安定対策の加入対象となる米穀の生産者について、本事業に加入していることが要件とされているとともに、担い手経営安定対策の補てん金は、本事業の補てん金が交付される場合において交付するものとされていることを踏まえ、担い手経営安定対策と本事業に係る事務を一体的に行うこと等により、業務を効率的に運営するものとする。

(関係書類の閲覧等)

第26条 県協議会及び県協議会と委託契約を締結した者は、北陸農政局長及び農政事務所長が本事業に係る経理内容を調査する場合において、本事業に係る交付申請の基礎となった関係書類、生産者拠出金の徴収状況等の閲覧に協力するものとする。

(端数の処理)

第27条 本事業における端数の処理については、次に定めるとおりとする

(1) 契約数量、生産確定数量及び販売・出荷数量は、玄米換算数量により、60キログラム換算個によって計算することとし、小数点第2位以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。この場合において、玄米換算数量は、完全精米にあつてはその数量の100分の110に相当する数量とし、もみにあつては米穀の品位等検査で合格となった数量の100分の80に相当する数量又は自主確認を行ったばらもみから生産される玄米の数量とする。

(2) 都道府県年産価格、基準価格及び当年産価格の算出に当たって、1円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(3) 生産者拠出金の単価、補てん金の変動部分を交付するための資金造成に充てる稲作所得対策交付金の単価及び補てん金の変動部分の単価は、玄米60キログラム当たりで計算することとし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。この場合において、補てん金の変動部分の単価については、生産者拠出金による負担分及び稲作所得対策交付金による負担分を算出した上で、端数の処理を行うものとする。

(4) 補てん金の固定部分は、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(5) 過剰米処理達成度合いは、小数点第3位以下の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(業務方法書の変更)

第28条 県協議会は、この業務方法書を変更するときは、変更後の業務方法書に基づく最初の本事業の対象となる米穀の生産年の4月15日までに、北陸農政局長の承認を受けるものとする。

附 則

この業務方法書は、北陸農政局長の承認を受けた日から施行する。

(以下「甲」という。)と福井県水田農業推進協議会(以下「乙」という。)の復代理人  
農業協同組合(以下「丙」という。)は、国の定める実施要綱・実施要領および乙の定める業務方法書および実施方針、ならびに乙が福井県経済農業協同組合連合会(以下「丁」という。)を通じて丙と締結した「稲作所得基盤確保対策の実施に係る事務の委託に関する契約書」にもとづき、乙が実施主体となって実施する稲作所得基盤確保対策(以下「本対策」という。)への加入について、以下のとおり契約を締結する。

(遵守事項)

第1条 甲は、本対策の趣旨を了知のうえ、加入要件を満たしたうえで本対策に加入するものとし、補填の対象として申込む数量について乙と契約(以下「数量契約」という。)を締結するとともに、申込みを行った数量(変更したときは変更後の数量とする。以下「契約数量」という。)にもとづいて算出される生産者拠出金を乙に納付するものとする。

2. 甲は、集荷円滑化対策に係る拠出を行い、丙の策定する生産調整方針にしたがって確実に生産を行うものとする。

3. 乙は、甲からの拠出金および国からの助成金により、補填金の交付に充てるための資金(以下「資金」という。)を造成し、善良なる管理者として資金の管理を行うとともに、本対策における補填が行われる場合には、補填の対象となる契約数量に補填単価を乗じて算出される補填金を、甲の資金残高の範囲内で甲に交付するものとする。

(基準価格および拠出金単価)

第2条 乙は、毎年、拠出の基準となる価格(以下「基準価格」という。)および基準価格の2.5%に相当する生産者拠出金の単価(以下「拠出金単価」という。)を定め、甲に通知するものとする。

(数量契約および拠出)

第3条 甲は、毎年6月15日までに、出荷契約数量の範囲内で当初の契約数量の申込みを行い、数量契約を締結する。また、締結した数量契約にもとづき、毎年7月20日までに生産者拠出金を乙に納付するものとする。

(数量契約の変更等)

第4条 乙は、毎年、甲の出荷・販売数量、都道府県別限度数量または過剰米処理達成度合いに応じて、契約数量の変更、削減または補正を行うことにより、補填の対象となる最終的な契約数量(以下「最終契約数量」という。)を確定させるものとする。

2. 乙は、前項の最終契約数量の確定に伴い、生産者拠出金に過受金が生じた場合には、速やかに当該過受金を甲の指定する口座に返還するものとする。

(補填金の交付)

第5条 乙は、国からの交付金が入金した際には、甲の指定する口座に補填金を入金するものとする。

2. 甲は、本契約書の内容に違反する行為があることが判明した場合には、交付を受けた補填金の全部または一部を乙に返還するものとする。

(資金の管理)

第6条 乙は、毎年、甲に対する補填金が交付された後、甲の資金に余剰を生じたときは、これを翌年産に係る甲の資金として繰り越すものとする。

2. 乙は資金の管理から生じる果実を水田農業構造改革対策の推進に必要な経費等に充当するものとする。

3. 乙は、毎年、甲に係る資金収支管理表を甲に送付するものとする。

(契約の解除)

第7条 乙は、甲が以下の項目のいずれかに該当することが判明したときには、本契約を解除するものとする。

(1) 甲が乙に対して虚偽の申請をしたり、本契約に違反する行為を行った場合。

(2) 甲が加入対象者の要件を満たさなくなった場合。

(3) 甲から乙に対して当該年産の数量契約を締結しないとの意思表示がなされた場合(契約数量をゼロとして契約する場合を除く。)

(4) 甲から乙に対して、本契約の解除の申込みがなされた場合。

(契約解除に伴う資金の精算)

第8条 本契約が解除された場合、または本対策が終了した場合であって、甲に係る資金の収支に残余がある場合には、乙は当該残余金額のうち、国の助成相当額を控除した残額を甲に返還するものとする。

(事務委託等)

第9条 上記に係る業務およびこれに付随する業務について、乙は丁に委託し、丁は丙に委託して行うものとする。

(承諾)

第10条 甲は、丙に対し以下のことを承諾する。

- (1) 拋出額の納付にあたっては、期日において丙に有する甲名義の貯金口座から同貯金規定等の払戻手続の定めにかかわらず、丙が引き落としのうえ、拋出金に充当すること。または、出荷契約金および補填金の支払いならびに拋出金の精算から相殺控除すること。
- (2) 拋出額の納付後に拋出額が増加した場合および補填金受領後に補填金額の一部または全部について返還の必要が生じた場合には、前項と同様の手続きにより納付または返還を行うこと。
- (3) 補填金の交付にあたっては、丙に有する甲名義の貯金口座に入金すること。
- (4) 第8条の資金の精算を、第1項から第3項までと同様の手続きにより行うこと。

(国の法令等の改正)

第11条 国の法令等の改正にともない、本契約が国の法令等に抵触することとなった場合には、国の法令等の規程にしたがうものとし、当該事項は年産ごとの数量契約で定めるものとする。

(本対策の終了)

第12条 乙は、本対策の続行が不可能となった場合には、本対策を終了することができるものとし、この場合、甲に係る資金の収支に残余がある場合には、第8条の定めに基づいて処理するものとする。

(個人情報の利用)

第13条 甲は、本対策に係る個人情報を事務処理の範囲において、丙が利用することに同意するものとする。また、丙が業務遂行に必要な範囲で、乙、丁に提供することに同意するものとする。

(契約期間)

第14条 本契約の有効期間は、契約締結日から本対策の終了時までとする。

(その他)

第15条 本契約の内容に疑義が生じた場合には、甲および丙が協議のうえ、速やかに解決を図るものとする。

平成 年 月 日

この契約締結の証として、本書正2通を作成し甲および丙がそれぞれ1通を保有する。

(甲)

印

(丙)

印

JA:  
支所:  
店番:

平成 年産米穀の出荷契約書兼生産調整方針参加申請書  
 兼集荷円滑化対策加入委託契約書  
 兼稲作所得基盤確保対策数量契約書兼担い手経営安定対策面積契約書  
 兼産地づくり対策に係る委任状兼米需給調整・需要拡大基金拠出承諾書  
 兼個人情報情報の取扱いに関する同意書

整理No

平成 年 月 日  
 (単位: 60kg換算個、円)

(別表1)

登録番号		組員コード		住所		氏名又は名称		生産目標数量(kg) 作付目標面積(a)		印		
配分基準単収		加工米基準単収		世帯人員		人 総耕作面積		a 生産調整面積		a		
加工用米を除く出荷契約米	種類	品 種 名	作付面積(a)	収穫見込数量	農家保有米(契約基準単収)	JA出荷契約数量(JA出荷米)	稲作所得確保対策当初契約数量	担手経営安定対策当初契約面積(a)	備考	産地づくり申請区分		
	一般									する	しない	
	うるち米									する	しない	
	酒造好適米									する	しない	
	うるち米計									する	しない	
	もち米									する	しない	
	もち米計									する	しない	
	計									する	しない	
	加工用米	一般									出荷契約金	
		うるち米									申込数量	
	うるち米計									申込金額		
合計												

- (注) 1. 生産確定数量、作付確定面積については、別途通知致します。  
 2. 加工用米の出荷契約数量は、協議・調整された生産者別予定数量にもとづく申出数量とします。  
 3. 各加入に関する区分の○印については、現在の内容を表示しています。内容を確認し、訂正のある場合は記入して下さい。  
 4. 稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策、産地づくり対策に加入する場合は、当農協の生産調整方針に参加する事になります。

【記載上の留意事項】

1. 「品種名」の欄には、あらかじめ当農協が指示した品種（農産物規格規程に定める産地品種銘柄のうち当農協が指示したもの）を記入し、それ以外の品種は一括「その他品種」として記入してください。
2. 「作付面積」の欄には、本年産の作付面積を記入してください。
3. 「農家保有米」の欄には、世帯人員が一年間に消費する飯用、種子用、その他縁故米の合計数量を記入してください。
4. 「JA出荷契約数量」の欄は、当農協に出荷契約米として売渡しの委託または売渡しを行う米穀の全量を、記入してください。
5. 出荷契約金
  - (1) 「申込数量」は、JA出荷契約数量の範囲内とします。
  - (2) 「申込金額」は、申込数量（60kg 換算個）に6,000円を乗じた額を記載します。
6. 集荷円滑化対策加入区分の「加入する」に○をした場合は、以下の点に注意してください。
  - (1) 「集荷円滑化対策に加入する」に○をした場合は、当農協の生産調整方針に参加し集荷円滑化対策への加入契約を委託し、米穀安定供給確保支援機構へ1,500円/10aを拠出することとなります。また、別添の「米需給調整・需要拡大基金」への拠出等に係る承諾書を了知のうえ、500円/10aを拠出することとなります。  
また、集荷円滑化対策への加入により、当農協の生産調整方針にしたがい、豊作時には過剰米を区分出荷することとなります。
7. 稲作所得基盤確保対策加入区分の「加入する」に○をした場合は、別途加入契約書を締結することとなります。ただし、以下の点に注意してください。
  - (1) 集荷円滑化対策に加入しない場合は、稲作所得基盤確保対策には加入できません。
  - (2) 「稲作所得基盤確保対策当初契約数量」の欄は、当農協への出荷契約数量の範囲内で申込む数量を記入してください。
  - (3) 稲作所得基盤確保対策の契約数量は、市町村長および当農協等の代表者から通知を受けた生産確定数量を超える数量契約はできません。
8. 担い手経営安定対策加入区分の「加入する」に○をした場合は、別途加入契約書を締結することとなります。ただし、以下の点に注意してください。
  - (1) 稲作所得基盤確保対策に加入しない場合は、担い手経営安定対策には加入できません。
  - (2) 面積契約については、当農協が担い手経営安定対策実施要綱等に定められた契約面積の上限の算出式にて算出した面積とします。  
ただし、当農協算出面積により難しい場合には、別途申し出ることとなります。

以上

様式第3号

平成 年 月 日

【農協等】

【代表者 役職・氏名】 殿

氏名 ○○ ○○ 印

稲作所得基盤確保対策加入契約および  
平成〇〇年産数量契約の解除申入書

私は、平成 年 月 日付けで、福井県水田農業推進協議会の代理人（副代理人）である貴組合と締結した加入契約及び平成〇〇年産数量契約を、下記事項について承諾の上、解除したいので申し入れます。

記

- 1 本申込書を貴組合が受理した日をもって、加入契約の解除を行うこと。
- 2 私が契約した〇〇年産の米穀が補てん金の対象とならないこと。
- 3 貴組合に納付した拋出金の残余额については、精算の上返還されること。

以 上

平成 年 月 日

【加入契約者】 殿

【農協等】

【代表者 役職・氏名】 印

稲作所得基盤確保対策加入契約及び  
平成〇〇年産数量契約解除通知

下記の理由に基づき、平成 年 月 日付けで締結した加入契約及び平成〇〇年産数量契約を解除しますので通知します。

契約の解除に伴い、貴殿の拠出相当額を以下の通り精算します。

記

1 解除理由（該当箇所に○印を付す）

- (1) 加入要件に係る基準を満たさなくなったため。
- (2) (1) 以外で、加入契約に違反する行為等があったため。
- (3) 平成 年産数量契約の締結において、加入契約を継続しないとの意思表示があったため。
- (4) 貴殿から平成 年 月 日付け文書にて解除の申し入れがあったため。

2 資金等の精算

(1) 資金収支の精算

貴殿拠出金額	円：A
国庫助成金	円
計	円

(2) 当年度貴殿拠出金精算額 円：B

(3) 精算額計 円：A+B

前年度所属期間満了者の加入者数(平成 年 月 日開始)及び平成20年度に属する加入者数(平成 年 月 日開始)に基づき、内訳の合計、年齢の構成等について記載していただく欄を追加します。

加入者数(前年度末現在)表(平成 年度)

表 第17 加入者数の内訳(単位:人)

単位

区分	前年度所属期間満了者の加入者数				平成20年度に属する加入者数				加入者数(前年度末現在)				加入者数(平成20年度末現在)				加入者数(平成21年度末現在)				
	加入者数		年齢別加入者数		加入者数		年齢別加入者数		加入者数		年齢別加入者数		加入者数		年齢別加入者数		加入者数		年齢別加入者数		
	加入者数	年齢別加入者数	加入者数	年齢別加入者数	加入者数	年齢別加入者数	加入者数	年齢別加入者数	加入者数	年齢別加入者数	加入者数	年齢別加入者数	加入者数	年齢別加入者数	加入者数	年齢別加入者数	加入者数	年齢別加入者数	加入者数	年齢別加入者数	
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					

(記入上の留意事項)  
 1 加入者数(前年度末現在)及び加入者数(平成20年度末現在)は、加入者数(前年度末現在)及び加入者数(平成20年度末現在)の合計に相当する。  
 2 年齢別加入者数(前年度末現在)及び加入者数(平成20年度末現在)は、加入者数(前年度末現在)及び加入者数(平成20年度末現在)の合計に相当する。  
 3 年齢別加入者数(前年度末現在)及び加入者数(平成20年度末現在)は、加入者数(前年度末現在)及び加入者数(平成20年度末現在)の合計に相当する。  
 4 年齢別加入者数(前年度末現在)及び加入者数(平成20年度末現在)は、加入者数(前年度末現在)及び加入者数(平成20年度末現在)の合計に相当する。

## 福井県水田農業構造改革交付金（稲作所得基盤確保対策）実施方針

### 1 実施に当たっての基本的な考え方

#### (1) 前提

本対策実施の初年となる平成16年産の価格が同年産に係る基準価格の100分の90に相当する額となった場合に交付する補てん金が、生産者拠出金及び水田農業構造改革交付金（稲作所得基盤確保対策）の交付金（以下「稲作所得対策交付金」という。）により造成した資金に等しくなることを前提とする。

#### (2) 補てん金に占める生産者拠出金及び稲作所得対策交付金の負担割合

ア 生産者拠出金は、補てん金の変動部分の2分の1に相当する額に充当する。

イ 稲作所得対策交付金は、補てん金の変動部分の2分の1に相当する額及び補てん金の固定部分の全額に充当する。

### 2 具体的な実施方法に関する事項

#### (1) 基準価格及び当年産価格の算出方法

##### ア 基準価格

財団法人全国米穀取引・価格形成センター（以下「センター」という。）が定める米穀の売買取引に係る業務規程（以下「業務規程」という。）第5条に定める基本取引が行われた福井県産の業務規程第5条に定める産地品種銘柄（以下「産地品種銘柄」という。）のうち落札数量の多い順の上位3銘柄（基本取引が行われた福井県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。）について、センターが公表した平均の指標価格（年産価格）を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（基本取引が行われた福井県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についてセンターが公表した平均の指標価格とし、基本取引が行われた福井県産の産地品種銘柄がない年産にあつては基本取引が行われた全国の産地品種銘柄の加重平均価格としてセンターが公表した平均の指標価格とする。）を3年前年産から前年産までの3か年の各年産ごとに算出し、これを合算して3で除することにより算出する。ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した平均の指標価格及び落札数量を用いるものとする。

##### イ 当年産価格

センターにおいて基本取引が行われた福井県産の産地品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄（基本取引が行われた福井県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。）について、センターが公表した平均の指標価格を各

銘柄の落札数量で加重平均した価格（基本取引が行われた福井県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についてセンターが公表した平均の指標価格、基本取引が行われた福井県産の産地品種銘柄がない年産にあつては基本取引が行われた全国の産地品種銘柄の加重平均価格としてセンターが公表した平均の指標価格）とする。この価格の算出に当たっては、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した平均の指標価格及び落札数量を用いるものとする。

(2) 生産者拠出金の単価及び補てん金の単価の算出方法

ア 生産者拠出金の単価

2の(1)のアにより算出した基準価格の1000分の25に相当する額

イ 補てん金の単価

(ア) 当年産価格が基準価格を下回る場合又は当年産価格が基準価格と等しい場合  
当年産価格と基準価格の差額の10分の5に相当する額（補てん金の変動部分）  
に60キログラム当たり300円（補てん金の固定部分）を加えた額

(イ) 当年産価格が基準価格を上回る場合であつて、その差額が300円を下回るとき  
基準価格に300円を加えた額と当年産価格の差額に相当する額（補てん金の固定部分）

3 その他事業の実施に関する事項

その他事業の実施に関する事項については、福井県水田農業推進協議会水田農業構造改革交付金（稲作所得基盤確保対策）業務方法書において定めるものとする。

# 水田農業構造改革交付金 担い手経営安定対策

## 1 業務方法書

## 2 実施方針



# 福井県水田農業推進協議会担い手経営安定対策業務方法書

施行 平成16年4月28日

改正 平成17年4月25日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、水田農業構造改革対策実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び水田農業構造改革対策実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、福井県水田農業推進協議会（以下「県協議会」という。）が行う担い手経営安定対策（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性に鑑み、実施要綱、実施要領、この業務方法書その他法令等を遵守し、行政庁その他の関係機関との緊密な連携の下に、業務を適正に運営するものとする。

2 県協議会は、本事業の実施方針を別添1のとおり定め、稲作所得基盤確保対策（実施要綱別紙2の水田農業構造改革交付金（稲作所得基盤確保対策）をいう。以下「稲作所得対策」という。）等の関連対策と一体的かつ効率的に業務を運営するものとする。

## 第2章 事業の実施

(事前準備)

第3条 県協議会は、本事業の加入要件を満たす米穀の生産者が遅滞なく加入手続きを行えるよう、あらかじめ、本事業の趣旨、目的及び所要の手続き（加入申請の際に必要な書類等を含む。）、並びに、補てんの基礎となる各年産に係る基準収入、生産者抛出単価等の事項について、関係機関を通じて生産者等への周知、徹底を図るものとする。

(生産者加入契約)

第4条 県協議会は、本事業に加入しようとする米穀の生産者と生産者加入契約（以下「加入契約」という。）を締結するものとする。加入契約の締結は、当該生産者に係る最初の本事業の対象となる米穀の生産年の6月15日までにを行うものとする。

2 県協議会は、加入契約の締結に先立ち、指定した加入受付窓口において加入申請者（集落型経営体の場合はその代表者）が提出する加入申請書類の内容をもとに、別添2の加入要件チェックシートを活用して当該生産者が本事業の加入要件のすべてを満たしていることを確認するものとする。この際、当該申請書類の内容に不備等がある場合には、追加提出を求めるものとする。

- 3 県協議会は、前項により当該生産者が加入要件のすべてを満たしているとは認められた場合には、別添3の生産者加入契約書を作成し、前項の別添2をこれに添付して、当該生産者との間で内容を確認のうえ契約締結するものとする。この際、契約書を2通作成し、加入契約を締結した生産者（以下「加入契約者」という。）及び県協議会が各1通を保有し、管理するものとする。

#### （面積契約）

第5条 県協議会は、毎年6月15日までに、加入契約者と当年産の米穀について本事業の対象とすべき作付面積（以下「契約面積」という。）に係る契約（以下「面積契約」という。）を締結するものとする。

- 2 県協議会は、面積契約の締結に際しては、加入契約者からの申請及び稲作所得対策に係る契約内容に基づき、別添4の面積契約書を作成し、当該加入契約者との間で内容を確認のうえ契約締結するものとする。この際、契約書を2通作成し、当該加入契約者及び県協議会が各1通を保有し、管理するものとする。
- 3 前項の契約面積は、稲作所得対策の契約数量を地域基準単収（生産目標数量から作付目標面積を算出するために地域において定められた配分基準単収をいう。）によって換算した水稲作付面積を契約面積の上限とするものとする。
- 4 加入契約者及び県協議会は、稲作所得対策の補てん対象となる最終的な契約数量が確定したときは、これに応じた変更後の契約面積の上限を算出のうえ、この面積が当初の契約面積を下回る場合となる場合には、契約面積を変更後の契約面積の上限（以下「最終契約面積」という。）に変更するものとする。ただし、変更後の契約面積の上限が当初の契約面積を上回る場合には、当初の契約面積をもって最終契約面積とするものとする。

#### （加入契約内容の再確認）

第6条 県協議会は、毎年、当初の面積契約を締結するときは、第4条に定める加入契約の内容に変更がないこと（加入契約者が加入契約後も引き続きすべての加入要件を満たしていること等をいう。）を当該加入契約者との間で再確認するものとする。

- 2 県協議会は、前項のほか、契約締結から補てん金が交付されるまでの間に、当該加入契約者が、加入契約及び面積契約の内容を適切に履行していることを関係機関の協力を得て確認するものとする。このうち、認定農業者、特定農業団体及び特定農業団体と同様の要件を満たす集落営農組織としての要件、並びに、水田経営面積に係る要件については、該当する市町村や農業委員会等の協力を得て確認を行うものとする。

#### （契約の解除）

第7条 県協議会は、加入契約者が虚偽の申請をしたり、加入契約に違反する行為をしたことが判明した場合（加入要件を満たさなくなった場合を含む。）には、当該加入契約者との加入契約及び面積契約を解除するものとする。

2 前項にかかわらず、加入契約者から、別添5の契約解除申入書により、契約の解除（翌年産以降について、加入契約を解除する場合も含む。）の申し入れがあった場合には、県協議会はこれに応じるものとする。

3 県協議会は、1及び2の事情により契約を解除する場合には、別添6の契約解除通知書により、当該加入契約者に対して契約解除を通知するものとする。

（生産者拠出金）

第8条 県協議会は、毎年7月20日までに、加入契約者から生産者拠出金を納付させるものとする。この際、県協議会は、面積契約に定めるとおり納付されていることを確認するものとする。

2 県協議会は、最終契約面積の確定に伴い、加入契約者の生産者拠出金に過受金が生じた場合には、当該加入契約者に当該過受金を返還するものとする。

（資金造成状況等の国への報告）

第9条 県協議会は、毎年、基準収入及び生産者拠出単価を算出のうえ実施要領第9の8の別紙様式第7-1号を作成し、対象米穀の生産年の4月末日までに、また、当年産収入及び補てん単価を算出のうえ同様式第7-2号を作成し、対象米穀の生産年の翌年の4月末日までに、それぞれ北陸農政局長に提出するものとする。

2 県協議会は、毎年、面積契約を締結した後、速やかに実施要領第9の8の別紙様式第7-3号、第7-4号及び第7-5号を、また、最終契約面積が確定した後、第11条の2及び3の手続を経たうえで、速やかに同様式第7-6号及び第7-7号をそれぞれ作成し、同様式7-4号及び第7-5号については対象米穀の生産年の7月末日までに、また、同様式第7-7号については対象米穀の生産年の翌年の6月15日までに、それぞれ北陸農政局長に提出するものとする。

（国の助成）

第10条 県協議会は、本事業の補てんに係る国の担い手経営安定対策交付金について、別に定められる担い手経営安定対策交付金に係る交付要綱に基づき交付申請するものとする。

【本事業の交付金交付要綱が定められた時点で追加する。】

2 県協議会は、国の担い手経営安定対策交付金が資金に入金されたときは、その額に過不足がないことを速やかに確認するものとする。

（補てん金の交付等）

第11条 県協議会は、毎年、第9条の1に定める実施要領第9の8の別紙様式第7-2号を作成したときは、当年産収入及び補てん単価等の情報について、速やかに加入契約者に情報提供するものとする。

2 県協議会は、加入契約者の最終契約面積が確定したときは、最終契約面積と併せて生産者拠出金の精

算額、補てん金、資金残高等についても算出のうえ、別添7により速やかに加入契約者ごとに通知するものとする。

- 3 県協議会は、前項の通知に対する加入契約者からの問い合わせ期間を、通知を受けた日から5日間と設定し、その間に問い合わせがなされない場合には、面積契約の変更、生産者拠出金の精算額等について当該加入契約者の承諾を得たものとする。また、問い合わせ期間内に問い合わせがなされた場合には、当該加入契約者に同通知の内容について十分説明のうえ、速やかに当該加入契約者の承諾を得るものとする。
- 4 県協議会は、国の担い手経営安定対策交付金が資金に交付されたときは、2の通知内容にしたがって、速やかに加入契約者に補てん金を交付するものとする。
- 5 県協議会は、加入契約者に契約の解除に該当する行為があったことが判明した場合には、当該加入契約者に対し、補てん金の全部又は一部を返還させる等適切な措置を講じるものとする。

### 第3章 資金の管理

#### (資金の管理)

- 第12条 県協議会は、生産者拠出金と担い手経営安定対策交付金により造成する資金を、福井県信用農業協同組合連合会に特別の勘定として独立した口座を設け、他の事業に係る経理と区分して管理するものとする。
- 2 県協議会は、専用の集計システムを活用のうえ、常に資金を安全かつ適正に管理するものとし、加入契約者ごとの資金収支を帳簿において区分管理するものとする。
  - 3 県協議会は、資金を本事業による補てん金の交付以外の用途に使用しないこととする。
  - 4 県協議会は、毎年度、本事業の資金収支及び管理の状況につき、監査を行うものとする。

#### (剰余金の繰越)

- 第13条 県協議会は、資金に剰余を生じたときは、これを翌年産以降の本事業の実施に係る加入契約者ごとの資金の一部として繰り越すものとする。

#### (剰余金の返還)

- 第14条 県協議会は、本事業終了時、又は、加入契約を中途解除する場合であって、本事業により造成した資金に剰余があるときは、当該剰余のうち国の担い手経営安定対策交付金に相当する額を国の指示に従って国に返還するものとする。
- 2 県協議会は、前項の資金の剰余のうち、国への返還分を控除した額を加入契約者に返還するものとする。

る。

(果実の取扱)

第15条 県協議会は、資金の管理により生じる果実の取扱いについては、農林水産省経営局長の承認を得たうえで、水田農業構造改革対策の推進に必要な経費に充てることができるものとする。

## 第4章 雑 則

(事業の実施期間)

第16条 本事業の実施期間は、平成16年産から平成18年産までの3か年産の米穀に係る期間とする。

(事務の委託等)

第17条 県協議会は、第2条の2の実施方針に基づき、資金の適正かつ効率的な運営を図るため、福井県経済農業協同組合連合会（以下「県経済連」という。）と事務委託に関する契約（以下「委託契約」という。）を締結し、業務運営に当たっての代理事項及び本事業に係る事務の委託に関する事項を定めることができるものとする。この場合において、県協議会と委託契約を締結した県経済連は、農業協同組合との間で再委託の契約を締結し、県協議会から委託された本事業に係る事務の一部委託に関する事項を定めるものとする。

2 県協議会は、委託契約に係る経費の一部を県経済連の請求に基づき助成することができるものとする。

(報告の徴収等)

第18条 県協議会は、この業務方法書に基づく業務の実施に関する事項について調査する必要がある場合には、事務の委託先及び加入契約者から所要の事項について報告させ、これらの者が保有する帳簿類を閲覧し、又はこれらの者に関係する施設を調査することができるものとする。

2 県協議会は、本事業に係る帳簿及び証拠書類を補てん金の交付が完了した年度の翌年度開始の日から起算して5年間保管するものとする。

(関係書類の閲覧等)

第19条 県協議会及び県協議会と委託契約を締結した者は、北陸農政局長が本事業に係る経理内容を調査する場合において、本事業に係る交付申請の基礎となった関係書類、生産者拠出金の徴収状況等の閲覧に協力するものとする。

(経営改善への支援等)

第20条 県協議会は、水田営農の担い手の経営安定という本事業の目的に鑑み、加入契約者の水田経営の安定及び改善に資するよう、経営規模拡大や経営管理の合理化に向けた取組等を、関係機関と協力しつつ支援及び指導するものとする。この際、特に知事特認による加入契約者に対しては、基本原則の経営規模に段階的に近づく等の経営改善が着実に進展するよう適切な措置を講じるものとする。

(業務方法書の変更)

第21条 県協議会は、この業務方法書を変更するときは、変更後の業務方法書に基づく最初の本事業の対象となる米穀の生産年の4月15日までに、北陸農政局長の承認を受けるものとする。

附 則

この業務方法書は、北陸農政局長の承認を受けた日から施行する。

**【別添様式案】**

- (別添1) 実施方針
- (別添2) 加入要件チェックシート
- (別添3) 生産者加入契約書
- (別添4) 面積契約書
- (別添5) 契約解除申入書
- (別添6) 契約解除通知書
- (別添7) 補てん金等通知書

## 担い手経営安定対策実施方針

### 1 実施体制

#### (1) 事務局

設置機関：福井県水田農業推進協議会

住 所：福井市大手3丁目2番18号 福井県農業会館東館

連絡先：電話番号0776-27-8223

(2) 事務責任者：事務局長 飯田 善雄

(3) 文書管理責任者：事務局長 飯田 善雄

(4) 経理責任者：事務局長 飯田 善雄

#### (5) 加入申請受付

生産者が加入申請できる機関：農業協同組合（15組合）

申請受付期間：5月1日～6月15日

#### (6) 委託業務

福井県経済農業協同組合連合会

基準価格、当年産価格及び補てん金額の算出並びに補てん金の申請及び資金の  
造成・管理に係る書類の作成などの業務

農業協同組合

加入契約及び数量契約の締結、拠出金の納付及び精算、補てん金の交付及び返  
還、加入契約者ごとの資金収支の管理、資金収支改善の指示、契約の解除に当  
たつての残金の返還などの業務

### 2. 加入対象者の要件

実施要領第9の2の(1)及び(2)に加え、以下の知事特認を設定する（平成16  
年4月8日付け農技第498号にて国と協議済み）。

#### (1) 物理的制約による特認基準

- ① 集落田面積が全国平均(20ha)と比較しても小さく、周辺集落との連携にも限界がある地域において、基本原則の概ね8割までの範囲内で緩和を可能とする。(53戸(組織)を対象として、366haが対象となる見込み)。
- ② ①のうち、中山間地域等直接支払制度の対象(特定農山村法などの指定地域であつて傾斜度100分の1以上の田を有する地域等)となる地域の集落営農組織については、基本原則の5割までの範囲内で緩和を可能とする。(20組織を対象として、180haが対象となる見込み)。
- ③ 対象地域と緩和水準の詳細は別添のとおり。

## (2) 個別事情による特認基準

農地利用上の地域事情等による利用集積上の制約がある中で、市町村基本構想に示す所得目標の過半を確保しており、地域水田農業ビジョンに担い手として明確に位置づけられ、

ア) 有機栽培や複合経営等により、稲作による収入または所得が当該農業収入または所得の概ね3分の1以上を占めている（ただし畜産と水稲の複合経営の場合は水田経営面積が基本原則の概ね6割以上であること）

イ) 水田経営規模が基本原則の概ね6割以上であり、水田経営面積（自己所有地、借入地、農作業受託）が基本原則を上回っており、今後水田経営規模を拡大することが地域において合意がなされている

ア)、イ) どちらか一方の要件を満たす認定農業者、集落営農組織であることを基本とする。

## 3. 県段階の仕組みの運用

稲作所得対策の実施方針は別添のとおりとし、県段階での仕組みの運用は行わない。本対策においても県段階で仕組みの運用は行わないこととし、基準となる数値は以下のとおりとする。

### ① 基準収入

福井県の3年前年産から前年産までの3か年に係る各年産の10アール当たり稲作収入の単純平均値とし、各年産の10アール当たり稲作収入は次に定めるところにより算出するものとする。

<p>各年産稲作収入（10アール当たり）＝農林水産省統計部（以下「統計部」という。）が公表する福井県の各年産の10アール当たり実績収穫量（平成16年産以降は、統計部が公表する10月15日現在の作況指数が全国で101以上であり、かつ、福井県で101以上の場合は、統計部が公表する福井県の各年産の10アール当たり平年収量とする。）</p> $\times A \div 60$
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

A：センターにおいて入札取引が行われた福井県産の上場銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄（福井県産の上場銘柄が1銘柄又は2銘柄である年産については、当該1銘柄又は2銘柄とする。）について、センターが公表した平均の指標価格（年産価格）を各銘柄の落札数量で加重平均して算出した価格（福井県産の上場銘柄がない年産については、全国の上場銘柄の加重平均価格としてセンターが公表した指標価格とする。）とする。また、前年産の10アール当たり稲作収入については、生産年の翌年3月末までにセンターが公表した平均の指標価格と落札数量を用いて算出するものとする。

## ② 当年産収入

①に定める各年産の10アール当たり稲作収入の算式において、生産年の翌年3月末までにセンターが公表した平均の指標価格と落札数量を用いて算出したA（当年産価格）と福井県の当年産の10アール当たり実績収穫量（統計部が公表する10月15日現在の作況指数が全国で101以上であり、かつ、福井県で101以上の場合は、統計部が公表する福井県の当年産の10アール当たり平年収量とする。）（当年産実績単収）を用いるものとする。

## ③ 当初契約面積

稲作所得対策の当初の契約数量に60を乗じて地域基準単収（生産目標数量から作付目標面積を算出するために地域において定められた10アール当たりの収穫量とする。）で除することにより契約面積の上限を算出するものとする。加入契約者からこの面積よりも小さい面積で契約する旨の申請がなされた場合には、その面積とする。

## ④ 変更契約面積

稲作所得対策の補てん対象となる最終契約数量に60を乗じて地域実績単収（当該加入契約者が作付けする水田が主に存する地帯の統計部が公表する10月15日現在の当該年産米穀に係る作柄表示地帯別作況指数（統計部が公表する10月15日現在の作況指数が全国で101以上であり、かつ、当該地帯の存する都道府県で101以上の場合は、100を上限とする。）を100で除した数値を、地域基準単収に乗じて算出するものとする。）で除することにより変更後の契約面積の上限を算出し、当該面積が当初契約面積を下回ることとなる場合には、当初契約面積を当該面積に変更するものとする。

## ⑤ 生産者拠出単価

10アール当たり生産者拠出単価は次に定めるところにより算出するものとする。

$$\text{生産者拠出単価（10アール当たり）} = \frac{（\text{基準収入} \times 0.12 \times 0.9 - B）}{4}$$

B：稲作所得対策の生産者拠出金の単価（基準価格の1000分の25に相当する額）と国の稲作所得対策交付金の単価（基準価格の1000分の25に相当する額に300円を加えた額）の和を60で除して福井県の基準単収（基準収入を基準価格で除して60を乗じた10アール当たり収穫量とする。）を乗じた値とする。

⑥ 補てん単価

10アール当たり補てん単価は次に定めるところにより算出するものとする。

$$\text{補てん単価（10アール当たり）} = \left( \text{基準収入} - \text{当年産収入} \right) \times 0.9 - C$$

C：稲作所得対策の補てん金の単価を60で除して当年産実績単収を乗じた値とする。  
ただし、当年産実績単収が基準単収の9割を下回った場合には、「(基準単収×0.9－当年産実績単収)×当年産価格÷60」により算出される値を、Cに追加的に控除するものとする。

(参考1：端数処理)

- (ア) 契約面積はアール単位とし、0.1アール未満の端数があるときは四捨五入する。
- (イ) 10アール当たりで求める各年の稲作収入、基準収入、当年産収入、生産者拋出単価及び補てん単価については、10円未満の端数があるときは四捨五入する。
- (ウ) 生産者拋出金及び補てん金については、1円未満の端数があるときは四捨五入する
- (エ) 10アール当たりの収穫量については、いずれも1キログラム未満の端数があるときは四捨五入する。
- (オ) 数値A、B及びCについては、1円未満の端数があるときは四捨五入する。
- (カ) 本事業終了時又は加入契約解除時に資金収支に残余がある場合には、当該残余额に4分の3を乗じて1円未満の端数を切り上げるにより国の助成相当額を算出する。

担い手経営安定対策にかかる  
知事特認基準設定の基本的な考え方

(福井県)

1. 特認基準の必要性

担い手経営安定対策の加入対象者の要件である水田経営規模については、

①水田経営規模拡大を目指すにも物理的制約等により困難な地域が存在すること。

②農地利用上の制約がある地域で、有機栽培や複合経営を通じて相当水準の所得を確保している者があること。

を踏まえ、将来経営体への発展が期待できるものを対象とした特認基準を設定することとする。

2. 基本的考え方（水田経営規模要件の概要）

(1) 基本原則

認定農業者 4 ha 以上、集落営農組織 20 ha 以上

(2) 特認基準

経営体への発展が期待できるものを対象とすることを基本とし、国のガイドラインに準じて以下のとおり設定することとする。

①物理的制約に応じた特例

集落田面積が全国平均(20 ha)と比較しても小さく、周辺集落との連携にも限界がある地域において、基本原則の概ね8割までの範囲内で緩和を可能とする。

②中山間地域に配慮した特例

中山間地域等直接支払制度の対象（特定農山村法などの指定地域であって傾斜度100分の1以上の田を有する地域等）となる地域の集落営農組織については、基本原則の5割までの範囲内で緩和を可能とする。

③個別事情に応じた特例

農地利用上の地域事情等による利用集積上の制約がある中で、市町村基本構想に示す所得目標の過半を確保しており、地域水田農業ビジョンに担い手として明確に位置づけられ、

ア) 有機栽培や複合経営等により、稲作による収入または所得が当該農業収入または所得の概ね3分の1以上を占めている（ただし畜産と水稻の複合経営の場合は水田経営面積が基本原則の概ね6割以上であること）

イ) 水田経営規模が基本原則の概ね6割以上であり、水田経営面積（自己所有地、借入地、農作業受託）が基本原則を上回っており、今後水田経営規模を拡大することが地域において合意がなされている

ア)、イ) どちらか一方の要件を満たす認定農業者、集落営農組織であることを基本とする。

3. 客観的データ

特認基準との比較については、客観的統計データ等を利用することとする。

例) ①水田台帳面積

② 2000年世界農林業センサス

③ 市町村および農業協同組合データ等

#### 4. 添付資料

特認にかかる県との協議の際必要になる資料は以下のとおり。

① 担い手経営安定対策にかかる市町村加入対象面積総括表

② 特認対象地域の概要

③ 特認対象（個別事情に準じた対象）の概要

④ 特認設定地域の位置図

⑤ その他の参考資料

(別添2)

加入要件チェックシート（兼加入契約書添付シート）（様式）

(\*1) 加入申請日:平成 年 月 日

○加入契約申請者

加入コード	氏名	フリガナ	住所	稲作所得基盤確保対策	
				加入契約年月日	組織・個人の別
(*2)	(*3)			平成 年 月 日	(*4)

○加入経営体区分

(認定農業者もしくは特定農業団体の場合)

区分コード	認定年月日	水田経営面積(a)	面積要件(a)	備考
(*5)	(*6)	(*7)	(*8)	(*9)

(特定農業団体以外の集落営農組織の場合)

区分コード	下表の全要件	水田経営面積(a)	面積要件(a)	備考
(*10)	(下表の1)~4))	(*7)	(*8)	(*9)
特定農業団体と同様の要件			提出の有無	備考
1) 定款・規約について			(*11)	(*12)
2) - ア 法人化計画(5年以内の法人化)			(*11)	(*13)
2) - イ 法人化のための実施事項・時期			(*11)	(*14)
2) - ウ 主たる従事者(候補者)の目標所得			(*11)	(*15)
2) - エ 目標農業経営指標			(*11)	(*16)
3) 一元経理について			(*11)	(*17)
4) 農用地利用集積目標面積について			(*11)	(*18)
(その他)添付地図、構成員名簿等				(*19)

【特認基準による加入(区分コードの下一桁が1または2)の場合】

知事特認の内容区分	内容	備考
物理的制約特認	(*20) (a)	(*21)
	特認対象地域 (*22)	
	特認適用水準 (*23)	
個別事情特認	(*24) (a)	(*29)
	1)市町村長協議 (*25)	
	2)農地利用上の事情 (*26)	
	3)ビジョンの担い手 (*27)	
	4)規模拡大が確実または稲作を重要な構成要素として相当水準の所得確保等 (*28)	
(その他の要件) (*30)		

注1) 加入コードは稲作所得基盤確保対策加入契約者コードと同じコードを用いる。

注2) 区分コードは右表のとおりとする。

	基本原則	物理的制約特認	個別事情特認
認定農業者	10	11	12
特定農業団体	20	21	22
他の集落営農組織	30	31	32

## 【加入要件チェックシート(兼加入契約書添付シート)の記入上の留意事項】

( \* 1 ) 加入申請を窓口で受け付けた際に本チェックシートを作成し、両者で内容確認のうえ、加入契約書に添付する。

### ○加入契約申請者

( \* 2 ) 加入コードは稲作所得基盤確保対策の加入コードを用い、本対策の加入要件の一つを満たすことを確認する。

( \* 3 ) 氏名欄は集落型経営体の場合は代表者氏名を記入する(住所欄も代表者の住所か組織の連絡先とする)。

( \* 4 ) 稲作所得基盤確保対策への加入契約を組織で加入している場合は本対策にも同じ組織で加入する必要がある。

### ○加入経営体区分

( \* 5 ) 区分コードは下段の注意書きどおり2桁で記載する。

( \* 6 ) 認定年月日は当該経営体に係る経営改善計画や特定農用地利用規程の認定を受けた日を記載する。

( \* 7 ) 加入申請書類に基づいて水田経営面積(定義は「農地基本台帳の現況地目が田の面積」とする)を記載する。

( \* 8 ) 加入要件の水田経営面積基準を記載する(区分コードが10の場合は「4ha(北海道で10ha)以上」となり、区分コードが20か30の場合は「20ha以上」となる。区分コードが11、12、21、22、31、32の場合は「特認基準」と記載する。)

( \* 9 ) 水田経営面積を確認した申請書類の内容を記載する(農地基本台帳の写し、水田台帳の写しなど)。

( \* 10 ) ( \* 5 ) に同じ(この場合は30、31、32のいずれかのコードが入る)。

( \* 11 ) 該当する要件を判断し得る書類の提出がなされたことを確認する(欄内にチェックする)。

( \* 12 ) 組織の定款・規約に以下のすべての事項が含まれていることを確認する。

( ①目的、②構成員の資格、③構成員の加入・脱退に関する事項、④代表者に関する事項、⑤総会の議決に関する事項、⑥総会の議決方法に関する事項、⑦農用地の利用・管理に関する事、⑧農業用機械・施設の利用・管理に関する事項)

( \* 13 ) 組織の法人化計画策定日と法人化予定日(5年以内)などが記載されていることを確認する。

( \* 14 ) 組織の法人化までの期間に実施する予定事項が記載されていることを確認する。

( \* 15 ) 組織の主たる従事者(候補者)の目標所得が所属する市町村の基本構想における目標農業所得額と同等以上であることを確認する。

( \* 16 ) 組織の将来的な目標指標(規模等)が所属する市町村の基本構想における目標指標と整合することを確認する。

( \* 17 ) 組織の経理の一元化を示す書類(水稲共済一括加入の書類、一元経理口座の写し等)を確認する。

( \* 18 ) 組織の地域内における農用地利用集積目標値が3分の2以上であることを確認する。

( \* 19 ) 組織の農用地利用集積予定地域を示す図面や構成員の名簿など、提出されたその他の参考資料を記載する。

( \* 20 ) 水田経営面積のうち特認対象地域内にある面積を記載する(全てが特認対象地域内の場合は( \* 7 ) と同じ)。

( \* 21 ) 水田経営面積が特認対象地域内外に分割されている場合には以下のような換算により基本原則と比較して確認する。

換算例：(特認対象地域内水田経営面積)÷(緩和水準(8割など))+ (特認対象外水田経営面積)

( \* 22 ) 対象水田が存する特認対象地域を記載する(中山間地域の集落営農組織の場合には「中山間」も追記する)。

( \* 23 ) 当該特認対象地域における特認適用水準(8割緩和、3.2haなど)を記載する。

( \* 24 ) 水田経営面積を記載する(基本的に( \* 7 ) と同じ)。

( \* 25 ) 知事と市町村長との間の協議の文書番号、日付等を記載することにより確認する。

( \* 26 ) 当該事情を記載することにより確認する。

( \* 27 ) 地域水田農業ビジョンの担い手リストに掲載されていることを確認する。

( \* 28 ) 当該事情を記載することにより確認する。

( \* 29 ) 個別事情の1)~4)の内容を証する書類、統計データ等で提出(提示)されたものなどを記載する。

( \* 30 ) その他の個別事情の要件(追加的規模要件など)が設定されている時に記載することにより確認する。

JA：  
支所：

## 担い手経営安定対策加入契約書

(以下「甲」という。)と福井県水田農業推進協議会(以下「乙」という。)の復代理人

農業協同組合(以下「丙」という。)は、国の定める実施要綱・実施要領および乙の定める業務方法書および実施方針、ならびに乙が福井県経済農業協同組合連合会(以下「丁」という。)を通じて丙と締結した「担い手経営安定対策の実施に係る事務の委託に関する契約書」にもつき乙が実施主体となって実施する担い手経営安定対策(以下「本対策」という。)への加入について、以下のとおり契約を締結する。

(遵守事項)

第1条 甲は、本対策の趣旨を了知のうえ、加入要件を満たしたうえで本対策に加入するものとし、本対策の補填の対象とすべき水稲作付面積(以下「契約面積」という。)について、乙と契約(以下「面積契約」という。)をするとともに、契約面積(変更したときは変更後の面積とする。)にもつき算出される生産者拠出金を乙に納付するものとする。

2. 乙は、甲からの拠出金および国からの交付金により、補填金の交付に充てるための資金(以下「資金」という。)を造成し、善良なる管理者として資金の管理を行うとともに、本対策における補填が行われる場合には、補填の対象となる契約面積に補填単価を乗じて算出される補填金を、甲の資金残高の範囲内で甲に交付するものとする。

(基準収入および生産者拠出単価)

第2条 乙は、毎年、当年産に係る生産者拠出や補填の基準となる収入(基準収入)および生産者拠出金の単価(生産者拠出単価)を定め、甲に通知するものとする。

(面積契約および拠出)

第3条 甲は、毎年6月15日までに、稲作所得基盤確保対策の当初の契約数量から算出される本対策の契約面積の上限までの範囲内で、当初の契約面積を乙に申込み、面積契約を締結する。また、締結した面積契約にもつき、毎年7月20日までに、生産者拠出金を乙に納付するものとする。

(面積契約の変更等)

第4条 乙は、毎年、甲の稲作所得基盤確保対策の最終的な契約数量の確定に伴い、本対策の契約面積についても変更する等により、補填の対象となる最終的な契約面積(以下「最終契約面積」という。)を確定させるものとする。

2. 乙は、前項の最終契約面積の確定に伴い、生産者拠出金に過受金が生じた場合には、速やかに当該過受金を甲の指定する口座に返還するものとする。

(補填金の交付)

第5条 乙は、国からの交付金が入金した際には、甲の指定する口座に補填金を入金するものとする。

2. 甲は、本契約書の内容に違反する行為があることが判明した場合には、交付を受けた補填金の全部または一部を乙に返還するものとする。

(資金の管理)

第6条 乙は、毎年、甲に対する補填金が交付された後、甲の資金に余剰を生じたときは、これを翌年産に係る甲の資金として繰り越すものとする。

2. 乙は資金の管理から生じる果実を水田農業構造改革対策の推進に必要な経費等に充当するものとする。

3. 乙は、毎年、甲に係る資金収支管理表を甲に送付するものとする。

(契約の解除)

第7条 乙は、甲が以下の項目のいずれかに該当することが判明したときには、本契約を解除するものとする。

(1) 甲が乙に対して虚偽の申請をしたり、本契約に違反する行為を行った場合。

(2) 甲が加入対象者の要件を満たさなくなった場合。

(3) 甲から乙に対して当該年産の面積契約を締結しないとの意思表示がなされた場合(契約面積をゼロとして契約する場合を除く。)

(4) 甲から乙に対して、本契約の解除の申込みがなされた場合。

(契約解除に伴う資金の精算)

第8条 本契約が解除された場合、または本対策が終了した場合であって、甲に係る資金の収支に残余がある場合には、乙は当該残余金額のうち、国の助成相当額を控除した残額を甲に返還するものとする。

(事務委託等)

第9条 上記に係る業務およびこれに付随する業務について、乙は丁に委託し、丁は丙に委託して行うものとする。

(承諾)

第10条 甲は、丙に対し以下のことを承諾する。

- (1) 抛金額の納付にあたっては、期日において丙に有する甲名義の貯金口座から同貯金規定等の払戻手続の定めにかかわらず、丙が引き落としのうえ、抛出金に充当すること。または、出荷契約金および補填金の支払いならびに抛出金の精算から相殺控除すること。
- (2) 抛金額の納付後に抛金額が増加した場合および補填金受領後に補填金額の一部または全部について返還の必要が生じた場合には、前項と同様の手続きにより納付または返還を行うこと。
- (3) 補填金の交付にあたっては、丙に有する甲名義の貯金口座に入金すること。
- (4) 第8条の資金の精算を、第1項から第3項までと同様の手続きにより行うこと。

(国の法令等の改正)

第11条 国の法令等の改正にともない、本契約が国の法令等に抵触することとなった場合には、国の法令等の規程にしたがうものとし、当該事項は年産ごとの面積契約で定めるものとする。

(本対策の終了)

第12条 乙は、本対策の続行が不可能となった場合には、本対策を終了することができるものとし、この場合、甲に係る資金の収支に残余がある場合には、第8条の定めに基づいて処理するものとする。

(個人情報の利用)

第13条 甲は、本対策に係る個人情報を事務処理の範囲において、丙が利用することに同意するものとする。また、丙が業務遂行に必要な範囲で、乙、丁に提供することに同意するものとする。

(契約期間)

第14条 本契約の有効期間は、契約締結日から本対策の終了時までとする。

(その他)

第15条 本契約の内容に疑義が生じた場合には、甲および丙が協議のうえ、速やかに解決を図るものとする。

平成 年 月 日

この契約締結の証として、本書正2通を作成し甲および丙がそれぞれ1通を保有する。

(甲)

印

(丙)

印

J A :  
支所 :

平成 年産米穀の出荷契約書兼生産調整方針参加申請書  
兼集荷円滑化対策加入委託契約書  
兼稲作所得基盤確保対策数量契約書兼担い手経営安定対策面積契約書  
兼産地づくり対策に係る委任状兼米需給調整・需要拡大基金拠出承諾書  
兼個人情報取扱いに関する同意書

(以下「甲」という。)と 農業協同組合(以下「乙」という。)とは、甲の生産する

平成17年産米穀に関し、次のとおり契約を締結する。

(売渡委託)

第1条 甲は乙に対し、「JA出荷米」についての売渡しの委託または売渡し(以下「売渡委託等」という。)を行い、収穫後乙に出荷する。

2. 乙は甲の委託に対し、責任をもって受託する。なお甲が乙へ売渡す米穀については甲乙協議のうえ、別途決定する。

(売渡委託等を行う数量)

第2条 甲が乙に売渡委託等を行う数量(以下「出荷契約数量」という。)は、「平成17年産米穀の出荷契約書兼生産調整方針参加申請書兼集荷円滑化対策加入委託契約書兼稲作所得基盤確保対策数量契約書兼担い手経営安定対策面積契約書兼産地づくり対策に係る委任状兼米需給調整・需要拡大基金拠出承諾書兼個人情報取扱いに関する同意書」(以下、別表1という。)に記載したJA出荷契約数量とする。

2. 加工用米を除く出荷契約数量の申込みにあたっては、「JA出荷米」として申込みものとする。

3. 甲が、豊作等により出荷契約数量を上回って乙に出荷した場合、当該数量について、本契約書にもとづき売渡委託等が行われたものとする。

4. 加工用米の出荷契約数量は、協議・調整された生産者別生産予定数量にもとづいて甲が申し込んだ数量とする。ただし、実需者に対する安定供給の観点から、作況による変更がある場合を除き、原則として同数量を出荷することとする。

なお、出荷数量が出荷契約数量に達しないことにより主食用等水稻作付面積が作付確定面積(補正後の作付目標面積)を超えることがあきらかな場合は、生産調整が未達成となる。

(出荷契約金)

第3条 甲は別表1に出荷契約金の申込数量と申込金額を記載し、乙へ出荷契約金の支払いを申し込む。なお、細目は別記記載の約定事項1による。

(再委託)

第4条 甲は、第1条から第3条に定める事項に関し、乙が福井県経済農業協同組合連合会(以下「県連」という。)または全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)に再委託すること(県連が全農に再委託することを含む。)については一任する。

(法令遵守)

第5条 甲は乙に売渡委託等を行う出荷契約米については、関係法令(食品衛生法、農薬取締法、種苗法など)および県・市町村の関係条例の定めを遵守したものであることを保証するものとする。

2. 甲は乙に売渡委託等を行った出荷契約米について、食品衛生法など関係法令に抵触するような重大な法令違反が判明した場合には、乙は甲に対し該当米穀の売渡委託を拒否できるものとする。

(約定事項)

第6条 甲および乙は、内金などの細目に関して別記記載事項のとおり約定する。

(生産調整方針)

第7条 甲は、乙が作成し、主要食糧の需給および価格の安定に関する法律第5条第1項により認定を受けた生産調整方針へ別表1のとおり参加するものとし、市町村長が定める平成17年産水稻生産実施計画書により、市町村および地域水田農業推進協議会へ乙の生産調整方針へ参加することを報告する。

(集荷円滑化対策)

第8条 甲は、乙と社団法人米穀安定供給確保支援機構(以下「米穀機構」という。)が締結する加入契約にもとづき、米穀機構が実施する集荷円滑化対策への加入について、乙と別表1のとおり米穀機構に対する加入委託契約を締結する。

2. 契約条項については別記1(集荷円滑化対策加入委託契約条項)に定める。

(稲作所得基盤確保対策)

第9条 甲と乙とは、稲作所得基盤確保対策の補填金の交付対象とすべき数量について、別表1のとおり契約する。

2. 第1項の補填金の交付対象とすべき数量は、甲の出荷数量が当初の契約数量を下回る場合にあっては、出荷数量を加入契約数量とする。

3. 第2項の補填金の交付対象とすべき数量が、甲の集荷円滑化対策において豊作により生じた過剰米処理の達成度合いを乗じることにより補正された場合には、その補正後の数量を加入契約数量とみなす。

4. 補填金の額は、甲の資金造成額を超えないものとする。

5. 甲は、平成17年産米にかかわって、稲作所得基盤確保対策加入契約および数量契約の解除を乙に申し入れる場合は、平成18年3月31日までにを行うものとする。

6. 国の対策が終了した場合、または本対策の続行が不可能になった場合は、加入契約書により、福井県水田農業推進協議会は、稲作所得基盤確保対策を終了することができるものとし、この場合、加入契約書の規定にもとづき甲の資金を処理するものとする。

7. 甲は制度の変更等があった場合には、国の要綱等にしがたい行うものとする。

(担い手経営安定対策)

- 第10条 甲と乙とは、当初契約面積について、乙が要領等にもとづき算出する契約面積の上限で契約を締結する。ただし、乙の算出する面積により難しい場合には、甲は別途申し出ることとする。
- 乙は甲の稲作所得基盤確保対策の最終契約数量の確定にともない、担い手経営安定対策の契約面積についても第1項の面積を上限として変更すること等により、最終契約面積を確定させるものとする。
  - 第2項の変更にあたって、乙は確定後の稲作所得基盤確保対策の契約数量に60を乗じて地域の実績単収で除することにより、変更後の契約面積の上限を算出するものとする。
  - 乙が第2項の最終契約面積を確定し、確定した契約面積にもとづき算出した補填金の額は、甲の資金造成額を超えないものとする。
  - 甲は、平成17年産米にかかわって、担い手経営安定対策加入契約および面積契約の解除を乙に申し入れる場合は、平成18年3月31日までにを行うものとする。
  - 国の対策が終了した場合、または本対策の続行が不可能になった場合は、加入契約書により、福井県水田農業推進協議会は、担い手経営安定対策を終了することができるものとし、この場合、加入契約書の規定にもとづき資金を処理するものとする。
  - 甲は制度の変更等があった場合には、国の要綱等にしたい行うものとする。

(米需給調整・需要拡大基金)

- 第11条 甲は、財団法人農業倉庫受寄物損害補償基金が管理・運営する「米需給調整・需要拡大基金」に対する参加および拠出について、別表1のとおり行う。
- 細目は、別記記載の約定事項10による。

この契約締結の証として、本書正1通、写1通を作成し、正は乙が、写は甲が保有する。

平成 年 月 日

(甲)

印

(乙)

印

JA:  
支所:  
店番:

平成 年産米穀の出荷契約書兼生産調整方針参加申請書  
 兼集荷円滑化対策加入委託契約書  
 兼稲作所得基盤確保対策数量契約書兼担い手経営安定対策面積契約書  
 兼産地づくり対策に係る委任状兼米需給調整・需要拡大基金拠出承諾書  
 兼個人情報情報の取扱いに関する同意書

整理No

平成 年 月 日  
 (単位: 60kg換算個、円)

(別表1)

登録番号		組員コード		住所		氏名又は名称		生産目標数量(kg) 作付目標面積(a)		印	
配分基準単収		加工米基準単収		世帯人員		人 総耕作面積		a 生産調整面積		a	
種類	品 種 名	作付面積 (a)	収穫見込数量	農家保有米 (契約基準単収)	JA出荷契約数量 (JA出荷米)	稲作所得確保対策 当初契約数量	担手経営安定対策 当初契約面積(a)	備考	産地づくり申請区分		
									する	しない	
加工用米を 除く 出荷 契約 米	一般うるち米									稲作所得加入区分 する しない	
	酒造好適米									担手対策加入区分 する しない	
	うるち米計									集荷円滑化加入区分 する しない	
	もち米									需給調整基金拠出 する しない	
	もち米計										
	計										
	一般うるち米										
	うるち米計										
	計										
	合計										

出荷契約金	
申込数量	
申込金額	

- (注) 1. 生産確定数量、作付確定面積については、別途通知致します。  
 2. 加工用米の出荷契約数量は、協議・調整された生産者別予定数量にもとづく申出数量とします。  
 3. 各加入に関する区分の○印については、現在の内容を表示しています。内容を確認し、訂正のある場合は記入して下さい。  
 4. 稲作所得基盤確保対策、担い手経営安定対策、産地づくり対策に加入する場合は、当農協の生産調整方針に参加する事になります。

【記載上の留意事項】

1. 「品種名」の欄には、あらかじめ当農協が指示した品種（農産物規格規程に定める産地品種銘柄のうち当農協が指示したもの）を記入し、それ以外の品種は一括「その他品種」として記入してください。
2. 「作付面積」の欄には、本年産の作付面積を記入してください。
3. 「農家保有米」の欄には、世帯人員が一年間に消費する飯用、種子用、その他縁故米の合計数量を記入してください。
4. 「JA出荷契約数量」の欄は、当農協に出荷契約米として売渡しの委託または売渡しを行う米穀の全量を、記入してください。
5. 出荷契約金
  - (1) 「申込数量」は、JA出荷契約数量の範囲内とします。
  - (2) 「申込金額」は、申込数量（60kg 換算個）に6,000円を乗じた額を記載します。
6. 集荷円滑化対策加入区分の「加入する」に○をした場合は、以下の点に注意してください。
  - (1) 「集荷円滑化対策に加入する」に○をした場合は、当農協の生産調整方針に参加し集荷円滑化対策への加入契約を委託し、米穀安定供給確保支援機構へ1,500円/10aを拠出することとなります。また、別添の「米需給調整・需要拡大基金」への拠出等に係る承諾書を了知のうえ、500円/10aを拠出することとなります。  
また、集荷円滑化対策への加入により、当農協の生産調整方針にしたがい、豊作時には過剰米を区分出荷することとなります。
7. 稲作所得基盤確保対策加入区分の「加入する」に○をした場合は、別途加入契約書を締結することとなります。ただし、以下の点に注意してください。
  - (1) 集荷円滑化対策に加入しない場合は、稲作所得基盤確保対策には加入できません。
  - (2) 「稲作所得基盤確保対策当初契約数量」の欄は、当農協への出荷契約数量の範囲内で申込む数量を記入してください。
  - (3) 稲作所得基盤確保対策の契約数量は、市町村長および当農協等の代表者から通知を受けた生産確定数量を超える数量契約はできません。
8. 担い手経営安定対策加入区分の「加入する」に○をした場合は、別途加入契約書を締結することとなります。ただし、以下の点に注意してください。
  - (1) 稲作所得基盤確保対策に加入しない場合は、担い手経営安定対策には加入できません。
  - (2) 面積契約については、当農協が担い手経営安定対策実施要綱等に定められた契約面積の上限の算出式にて算出した面積とします。  
ただし、当農協算出面積により難しい場合には、別途申し出ることとなります。

以上

(別添5)

平成 ○年○月 ○日

【農協等】

【代表者 役職・氏名】 殿

【加入契約者】 印

担い手経営安定対策加入契約および  
平成 ○年産面積契約の解除申入書

私は、平成 ○年 ○月 ○日付けで、福井県水田農業推進協議会の代理人（復代理人）である貴組合と締結した加入契約および平成 ○年産面積契約を、下記事項について承諾の上、解除したいので申し入れます。

#### 記

- 1 本申込書を貴組合が受理した日をもって、加入契約の解除を行うこと。
- 2 私が契約した ○年産の水稻作付面積が補てんの対象とならないこと。
- 3 貴組合に納付した拠出金の残余额については、精算のうえ返還されること。

以 上

(別添6)

平成 ○年 ○月 ○日

【加入契約者】 殿

【農協等】

【代表者 役職・氏名】 印

担い手経営安定対策加入契約及び  
平成 ○年産面積契約解除通知書

下記の理由にもとづき、平成 ○年 ○月 ○日付けで締結した加入契約及び平成○年産面積契約を解除しますので通知します。

契約の解除に伴い、貴殿の拠出相当額を以下のとおり精算します。

記

1 解除理由（該当箇所に○印を付す）

- (1) 加入要件に係る基準を満たさなくなったため。
- (2) (1) 以外で、加入契約に違反する行為等があったため。
- (3) 平成 ○年産面積契約の締結において、加入契約を継続しないとの意思表示があったため。
- (4) 貴殿から平成 ○年 ○月 ○日付け文書にて解除の申し入れがあったため。

2 資金等の精算

(1) 資金収支の精算

貴殿拠出金額	_____	円 (A)
国庫助成金		円
計		円

(2) 当年度貴殿拠出金精算額 \_\_\_\_\_ 円 (B)

(3) 精算（返還）額計 \_\_\_\_\_ 円 (A + B)

(別添7)

平成 年 月 日

【甲：加入契約者】 殿

名 称【乙：契約事務等の受託機関名】

代表者氏名

印

担い手経営安定対策  
平成△△年産米に係る補てん金等通知書  
(様式案)

担い手経営安定対策（以下「本対策」という。）の加入契約（平成 年 月 日締結）及び平成△△年産米に係る当初面積契約（平成△△年 月 日締結）に基づき、下記のとおり、平成△△年産に係る最終契約面積、補てん金等を確定しましたので通知致します。

記

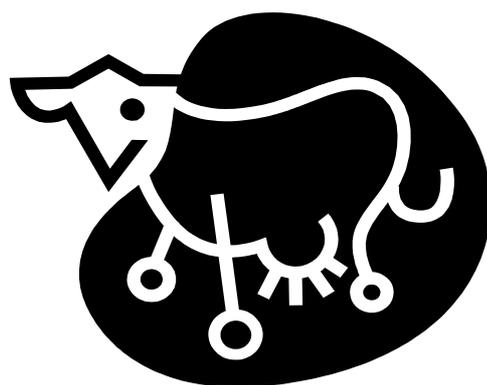
項目	数量	備考
(当初契約面積等)		
①稲作所得基盤確保対策当初契約数量	個	(60キログラム換算個)
②地域基準単収	kg/10アール	(作付目標面積換算単収)
③当初契約面積上限値 (①×60/②)	アール	(小数点以下第2位四捨五入)
④当初契約面積 (③の範囲内)	アール	(小数点以下第1まで)
⑤生産者拠出金の単価	円/10アール	(10円未満四捨五入)
⑥当初生産者拠出金 (④×⑤)	円	(1円未満四捨五入)
(最終契約面積等)		
⑦稲作所得基盤確保対策確定契約数量	個	(60キログラム換算個)
⑧地域のみなし実績単収 (②×作況)	kg/10アール	(作況=地帯別作況指数/100)

(\*) ⑧の地帯別作況指数は、全国、本県ともに作況指数が101以上の場合には、100を上限とする。

⑨最終契約面積上限値 (⑦×60/⑧)	アール	(小数点以下第2位四捨五入)
⑩最終契約面積 (④か⑨の小さい方)	アール	(小数点以下第1位まで)
⑪最終生産者拠出金 (⑤×⑩)	円	(1円未満四捨五入)
⑫生産者拠出金の過受金 (⑥－⑪)	円	(加入契約者に返納)
(補てん金等) (*収入差額があり、かつ、稲作所得基盤確保対策が実施される場合のみ補てん実施)		
⑬当年産収入	円/10アール	(10円未満四捨五入)
⑭収入差額 (基準収入－当年産収入)	円/10アール	
⑮稲作所得基盤確保対策補てん単価	円/10アール	(1円単位で記載)
⑯その他控除	円/10アール	(1円単位で記載)
⑰補てん単価算定値 (⑭×0.9－⑮－⑯)	円/10アール	(10円未満四捨五入)
⑱補てん金算定値 (⑩×⑰)	円	(1円未満四捨五入)
⑲資金残高	円	(国の交付金を含む)
⑳補てん金 (⑱か⑲の小さい方)	円	(1円未満四捨五入)
(補てん後資金残高 (⑲－⑳))	円	(翌年産の対策に繰越)

1. 上表は本対策の実施要領等に基づいた専用システムにより算出したものですが、内容についてご不明な点等ございましたら、受取後【5営業日】以内にお問い合わせ下さい。期間内にお問い合わせなき場合には、本通知の内容にご承諾頂いたものとして、上表に基づいて補てん等の手続きを開始します。
2. ⑫の過受金については、すみやかに返納します。
3. ⑯のその他控除は、当年産実績単収が基準単収の9割を下回った場合のみ、その下回った単収に当年産価格を乗じて求めます。
4. ⑲の資金残高には、当年産に係る国の交付金も含めた額を記載しています。
5. ⑳の補てん金については、国からの交付金の入金後、すみやかに納付します。
6. 補てん後の資金残高は、平成××年産に係る本対策の補てん資金の一部として繰り越します(加入契約を解除される場合には、国の交付金分を除いて返納します)。

# 麦・大豆品質向上対策費補助金及び 耕畜連携推進対策費補助金交付要領



**福井県水田農業推進協議会**  
**表・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策費補助金交付要領**

(趣旨)

第1条 福井県水田農業推進協議会(以下「県協議会」という。)は、水田農業構造改革対策実施要綱(平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて地域水田農業推進協議会(実施要綱第4の2に定める地域水田農業推進協議会をいう。以下「地域協議会」という。)が行う表・大豆品質向上対策及び耕畜連携推進対策(水田飼料作物生産振興事業)に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、他の法令等に別段の定があるもののほか、本要領に定めるところによる。

(補助金の交付の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、地域協議会が実施要綱別紙3第2に基づいて行う事業に要する経費及び地域協議会が実施要綱別紙4第2に基づいて行う事業に要する経費とする。  
2 前項の経費に対する補助率は、定額とし、地域協議会ごとの金額は、水田農業構造改革交付金等交付要綱(平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)別表1の補助率の欄に定めるところによるものとする。

(交付申請)

第3条 地域協議会長は、補助金の交付を受けようとするときは、県協議会長が別に定める期日までに、別紙様式第1号による交付申請書を県協議会長に提出しなければならない。  
2 地域協議会長は、前項の申請書の提出に当たって、各助成対象者について当該助成費に係る仕入れに係る消費税等相当額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の助成金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。  
ただし、申請時において当該助成費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない助成対象者に係る部分については、この限りでない。

(交付決定)

第4条 県協議会長は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、各事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定するものとし、補助金の交付を決定したときは、速やかに別紙様式第2号による交付決定通知書を地域協議会長に送付しなければならない。  
2 県協議会長は、前項の交付決定に際して、助成金の計算方法に誤りがあるとき、助成要件等

の確認方法若しくはその結果が不適切であると認めるとき又はその他適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

- 3 県協議会長は、第1項の交付決定に際して、実施要綱、交付要綱、本要領等に従うことその他必要な条件を付することができる。
- 4 地域協議会長は、第1項の交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに申請の取り下げをすることができる。この申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものと見なす。

#### (経費の配分の変更等)

第5条 地域協議会は、麦・大豆品質向上対策に要する経費と耕畜連携推進対策（水田飼料作物生産振興事業）に要する経費の相互間の流用をしてはならない。

- 2 地域協議会長は、第4条の規定により交付決定された補助金の経費の配分について、麦・大豆品質向上対策のうち麦に対する助成に要する経費と大豆に対する助成に要する経費の相互間の流用をしようとするときは、別紙様式第3号により変更交付申請書を県協議会長に提出し、その承認を受けるものとする。なお、事業を中止し、又は廃止しようとするときも同様とする。
- 3 地域協議会長は、交付決定された事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに県協議会長に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合は、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出しなければならない。

#### (概算払)

第6条 地域協議会長は、概算払をもって補助金の請求をしようとするときは、別紙様式第4号による概算払請求書を県協議会長に提出するものとする。

- 2 地域協議会長は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別紙様式第5号により補助事業遂行状況報告書を作成し、当該事業年度の1月末日までに県協議会長に提出しなければならない。ただし、第1項の概算払請求書をもって代えることができるものとする。

#### (実績報告書)

第7条 補助金の交付を受けた地域協議会長は、別紙様式第6号による実績報告書を補助金の交付決定のあった年度の3月20日までに県協議会長に提出しなければならない。

- 2 県協議会長は、第1項の実績報告書の提出を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助金が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式第7号による額の確定通知書を地域協議会長に送付しなければならない。
- 3 第3条第2項のただし書により交付の申請をした地域協議会長は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項のただし書に該当した各助成対象者について当該助成費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成費から減額して報告し

なければならない。

(助成対象者に対する助成金の交付)

第8条 地域協議会は、麦・大豆品質向上対策の助成金又は耕畜連携推進対策（水田飼料作物生産振興事業）の助成金を受けようとする者から提出のあった申請書に記載されているその者の取組が、実施要綱に定められた各事業の助成要件を満たすものであるかどうかを確認し、助成することが適当と認められる場合は、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第6の1及び同要領第7の2に定められた助成金の計算方法に従い、助成金の申請者ごとの助成額を計算し、助成要件を満たす助成金の申請者に助成金を交付するとともに、地域協議会長は、当該助成金の申請者に交付額を別紙様式第8号により県協議会からの補助金の額及び国庫補助金に相当する額を明記して通知するものとする。

2 県協議会から補助金の交付を受けた地域協議会は、麦・大豆品質向上対策の助成金及び耕畜連携推進対策（水田飼料作物生産振興事業）の助成金の財源に充てるべき補助金の交付を概算払いにより受けた場合において、当該交付を受けた補助金の額が、既に助成対象者に対して交付している助成金の額を超えているときは、遅滞なく、助成対象者に対し、その超えている額に相当する金額の助成金を交付しなければならない。

3 地域協議会長は、助成金を受けようとする者から申請書を受け取るに当たり、当該助成金の申請書の提出者に対して、助成金の授受に関して必要な事項についての承諾を得なければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 県協議会長は、補助金の交付を受けた地域協議会が、補助金の他の用途への使用をし、その他事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 県協議会長は、地域協議会から麦・大豆品質向上対策の助成金及び耕畜連携推進対策（水田飼料作物生産振興事業）の助成金の交付を受けた者が、実施要綱等に違反したと認めるときは、地域協議会長に対し、当該助成金に係る補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 第1項及び第2項の交付決定の取消しは、事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 県協議会長は、第1項又は第2項の交付決定の取消しをしたときは、速やかにその内容及び理由を地域協議会長に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 県協議会は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めなければならない。

2 地域協議会は、第7条の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、遅滞なく県協議会にその差額を返還しなければならない。

- 3 前項の場合において、地域協議会が遅滞なくその額を返還しないときは、県協議会長は期限を定めてその返還を求めなければならない。
- 4 県協議会長は、第1項の返還の求めに係る補助金の交付決定の取消しが、第9条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の全部若しくは一部を取り消すことができる。
- 5 前項の返還期限の延長又は返還の全部若しくは一部の取消しは、地域協議会長からの申請により行うものとする。地域協議会長は、この申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該事業に係る助成金の交付の目的を達成するためとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを県協議会長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申請を受けた県協議会長は、第4項の返還期限の延長又は返還の全部若しくは一部の取消しを行うに当たって、北陸農政局長の承認を得なければならない。
- 7 地域協議会は、第1項の規定により県協議会長から補助金の返還を求められたときは、その求めに係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の率の割合で計算した加算金を県協議会に納付しなければならない。
- 8 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領日において受領したものとする。
- 9 加算金を納付しなければならない場合において、地域協議会の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。
- 10 地域協議会は、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県協議会に納付しなければならない。
- 11 延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 12 県協議会長は、第7項又は第10項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 13 第12項の加算金又は延滞金の全部又は一部の免除は、地域協議会長からの申請により行うものとする。地域協議会長は、この申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助金の返還を遅延させないためとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを県協議会長に提出しなければならない。
- 14 前項の規定による申請を受けた県協議会長は、第12項の加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を行うに当たって、北陸農政局長の承認を得なければならない。
- 15 第3条第2項のただし書により交付の申請をした地域協議会長は、第7条の実績報告書を

提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第7条第3項の規定により減額した各助成対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第9号により速やかに県協議会長に報告するとともに、県協議会長の返還の求めを受けてこれを返還しなければならない。

（補助金に係る経理）

第11条 補助金の交付を受けた地域協議会及びその交付に係る事務を司った会員は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの書類を補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

（監査）

第12条 県協議会長は、地域協議会に対し、必要があるときは、前条に規定する帳簿等について監査することができるものとする。

附 則

この交付要領は、北陸農政局長の承認のあった日から施行する。

別紙様式第1号

平成〇〇年度麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策  
(水田飼料作物生産振興事業) 費補助金交付申請書

平成 年 月 日  
番 号

福井県水田農業推進協議会長 殿

所在地

〇〇地域水田農業推進協議会

会 長

印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福井県水田農業推進協議会麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策費補助金交付要領(平成16年5月19日付け16福水田協第19号福井県水田農業推進協議会長通知)第3条第1項の規定により、麦・大豆品質向上対策費補助金〇〇〇円、耕畜連携推進対策(水田飼料作物生産振興事業)費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

総括表

区分	補助金	備考
麦・大豆品質向上対策費補助金 耕畜連携推進対策（水田飼料作物生産振興事業）費補助金	円	
合計		

I 事業の目的（別紙様式A・Bのとおり）

II 事業の内容（別紙様式A・Bのとおり）

- 1 麦・大豆品質向上対策費補助金 ……様式A
- 2 耕畜連携推進対策（水田飼料作物生産振興事業）費補助金 ……様式B

III 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A+B+C+D)	補助事業に要する (した) 経費 (A+B)	負担区分				備考
			国庫補助金 (A)	県費補助金 (B)	市町村費 (C)	その他 (D)	
1 麦・大豆品質向上対策費補助金 (1) 麦 分 (2) 大豆分	円	円	円	円	円	円	
2 耕畜連携推進対策（水田飼料作物 生産振興事業）費補助金							
合計							

IV 事業完了予定（完了）年月日

平成

年

月

日

V 収支予算（精算）

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	負担区分		備考
			増	減	
1 県協議会補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	負担区分		備考
			増	減	
1 麦・大豆品質向上対策費補助金 (1) 麦分 (2) 大豆分	円	円	円	円	
2 耕畜連携推進対策（水田飼料作物生産 振興事業）費補助金					
合計					

様式A 麦・大豆品質向上対策費補助金

I 事業の目的

II 事業内容

助成対象者 区分	品目名	助成 対象者数	区分		助成対象面積 (㎡) ①	全出荷数量 (kg) ②	品質等要件 クリア数量 (kg) ③	品質等要件ク リア(%) ④=③/②×100	事業費 (円) ⑤	国庫補助金 (円) ⑥	備考	
			麦種	用途								
認定農業者	麦		小粒	主食用等	/	-	-	/	/	/	/	
			大麦	麦茶用								
			小計									
	大豆			一般栽培		/	/	/	/	/	/	/
				契約栽培								
				小計								

助成対象者 区分	品目名	助成 対象者数	区分		助成対象面積 (㎡) ①	全出荷数量 (kg) ②	品質等要件 クリア数量 (kg) ③	品質等要件ク リア(%) ④=③/②×100	事業費 (円) ⑤	国庫補助金 (円) ⑥	備考	
			麦種	用途								
生産集団	麦		小粒	主食用等	/	/	/	/	/	/	/	
			大麦	麦茶用								
			小計									
	大豆			一般栽培		/	/	/	/	/	/	/
				契約栽培								
				小計								



様式B 水田飼料作物生産振興事業費補助金

I 事業の目的

II 事業内容

助成対象者区分	助成区分	助成対象者数	助成対象面積 (㎡) ①	事業費		備考
				(円) ②	国庫補助金 (円) ③	
認定農業者	団地化					
	稲発酵粗飼料					
	わら専用稲					
	水田放牧					
	資源循環					
	小計					

助成対象者区分	助成区分	助成対象者数	助成対象面積 (㎡) ①	事業費		備考
				(円) ②	国庫補助金 (円) ③	
合計	団地化					
	稲発酵粗飼料					
	わら専用稲					
	水田放牧					
	資源循環					
	小計					

別紙様式第2号

〇〇福水田協第 号  
平成 年 月 日

〇〇地域水田農業推進協議会長 殿

福井県水田農業推進協議会長 印

平成〇〇年度麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策  
(水田飼料作物生産振興事業費)補助金の交付決定の通知について

平成〇〇年〇月〇日付け〇第〇号で申請のあった平成〇〇年度麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策(水田飼料作物生産振興事業)費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、福井県水田農業推進協議会麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策費補助金交付要領(平成16年5月19日付け16福水田協第19号福井県水田農業推進協議会長通知。以下「交付要領」という。)第4条第1項の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で申請(以下「申請書」という。)のあった麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策(水田飼料作物生産振興事業)費補助金とし、その内容は申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費並びに補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費並びに補助金の額については、別に通知するところによる。

補助事業に要する経費	金〇〇〇円	
(1) 麦・大豆品質向上対策費補助金		金〇〇〇円
(2) 耕畜連携推進対策(水田飼料作物生産振興事業)費補助金		金〇〇〇円
補助金の額	金〇〇〇円	
(1) 麦・大豆品質向上対策費補助金		金〇〇〇円
(2) 耕畜連携推進対策(水田飼料作物生産振興事業)費補助金		金〇〇〇円

3 補助事業に要する経費の配分並びにこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

4 補助金の確定額は、次の各号により算出した額の合計額とする。

(1) 補助事業については、補助事業に要した配分経費の実支出額に水田農業構造改革交付金等交付要綱（平成16年4月1日付け15生産第8113号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別表に定められている補助率を乗じて得た額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

(2) 間接補助事業については、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、これに対応する間接補助事業に要した実支出額に交付要綱別表に定められている補助率を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

5 地域水田農業推進協議会長は、交付要領及び水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）に従わなければならない。

6 地域水田農業推進協議会長は、概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額が、既に当該補助金の申請者に対して交付している間接補助金の額を超えているときは、遅滞なく、当該補助金の申請者に対し、その超えている額に相当する金額の間接補助金を交付しなければならない。

7 補助金交付の条件は、前記5及び6に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 地域水田農業推進協議会長は、間接補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した場合においては、次の条件に従わなければならない。

① 地域水田農業推進協議会長は、間接補助事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを間接補助金額から減額して報告しなければならない。

② 地域水田農業推進協議会長は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記①に

より減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに福井県水田農業推進協議会長に報告するとともに、福井県水田農業推進協議会長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、間接補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

別紙様式第3号

平成〇〇年度麦・大豆品質向上対策費補助金及び  
耕畜連携推進対策（水田飼料作物生産振興事業）費補助金変更交付申請書

番 号  
平成 年 月 日

福井県水田農業推進協議会長 殿

所在地

〇〇地域水田農業推進協議会

会 長

印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、福井県水田農業推進協議会麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策費補助金交付要領（平成16年5月19日付け16福水田協第19号福井県水田農業推進協議会長通知）第5条第2項の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇補助金変更交付申請書」を「〇〇交付金等の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、福井県水田農業推進協議会麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策費補助金交付要領第5条第2項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、福井県水田農業推進協議会麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策費補助金交付要領により、麦・大豆品質向上対策費補助金〇〇〇円、耕畜連携推進対策（水田飼料作物生産振興事業）費補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別紙様式第4号

平成〇〇年度麦・大豆品質向上対策費補助金及び  
 耕畜連携推進対策（水田飼料作物生産振興事業）費補助金概算払請求書

番 号  
 平成 年 月 日

福井県水田農業推進協議会長 殿

所在地

〇〇地域水田農業推進協議会

会 長

印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、福井県水田農業推進協議会麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策費補助金交付要領（平成16年5月19日付け16福水田協第19号福井県水田農業推進協議会長通知）第6条第1項の規定に基づき概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

区分	補助事業 に要する 経費	協議会 補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A)-(B)+(C)		事業完了予定 年月日	備 考
			金 額	出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高	金 額	〇月〇日 まで予定 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注)「区分」の欄には、別紙様式第1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別紙様式第5号

平成〇〇年度表・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策  
(水田飼料作物生産振興事業) 費補助金遂行状況報告書

番 号  
平成 年 月 日

福井県水田農業推進協議会長 殿

所在地

〇〇地域水田農業推進協議会

会 長

印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、福井県水田農業推進協議会表・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策費補助金交付要領（平成16年5月19日付け16福水田協第19号通知）第6条第2項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備考
		12月末日までに 完了したもの		1月1日以降に 実施するもの		
		事業費	出来 高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注)「区分」の欄には、別紙様式第1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別紙様式第6号

平成〇〇年度麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策  
(水田飼料作物生産振興事業) 費補助金実績報告書

番 号  
平成 年 月 日

福井県水田農業推進協議会長 殿

所在地

〇〇地域水田農業推進協議会

会 長

印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、福井県水田農業推進協議会麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策費補助金交付要領（平成16年5月19日付け16福水田協第19号福井県水田農業推進協議会長通知）第7条第1項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として 麦・大豆品質向上対策費補助金 〇〇〇円

耕畜連携推進対策（水田飼料作物生産振興事業）

費補助金 〇〇〇円

の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとする。  
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。  
2 添付書類については、補助金交付申請書又は変更交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

別紙様式第7号

〇〇福水田協第 号  
平成 年 月 日

〇〇地域水田農業推進協議会長 殿

福井県水田農業推進協議会会長 印

平成〇〇年度麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策  
(水田飼料作物生産振興事業) 費補助金の額の確定通知について

平成〇〇年〇月〇日付け〇第〇号をもって提出された平成〇〇年度麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策(水田飼料作物生産振興事業)費補助金実績報告書に基づき、平成〇〇年〇月〇日付け〇第〇号による交付の決定通知にかかる、麦・大豆品質向上対策費補助金の額〇〇〇円、耕畜連携推進対策(水田飼料作物生産振興事業)費補助金の額〇〇〇円については、福井県水田農業推進協議会麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策対策費補助金交付要領(平成16年5月19日付け16福水田協第19号福井県水田農業推進協議会会長通知)第7条第2項の規定により、麦・大豆品質向上対策費補助金〇〇〇円、耕畜連携推進対策(水田飼料作物生産振興事業)費補助金〇〇〇円に確定したので、通知する。

別紙様式第8号

番 号  
平成 年 月 日

〇〇〇〇 殿

所在地

〇〇地域水田農業推進協議会

会 長

印

平成〇〇年度麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策  
(水田飼料作物生産振興事業) 費補助金にかかる助成金額の通知について

平成〇〇年〇月〇日付けで提出のあった営農計画書兼助成金申請の内容のうち下記の内容  
について助成金を交付したので通知する。

※1 なお、営農計画書と記載内容が異なる点については、本協議会が助成要件等の確認を行  
った結果、営農計画書の内容に誤りがあった又は要件を満たさなかったことによるもので  
あることを申し添える。

記

(単位：円)

対 策 名	作物等 区分	助成対 象面積 (㎡)	単価	交 付 額		備 考 (クリア率等)
				うち 国庫補助金		
麦・大豆 品質向上対策	小粒大麦					
	大豆					
耕畜連携 推進対策	団地化					
	稲発酵粗飼料					
	水田放牧					
	資源循環					
計						

- (注) 1 助成要件等の確認結果に基づき、営農計画書の内容について、助成要件等の確認結果に  
基づき、営農計画書の内容を修正した場合には、修正に係る欄に2段書き(上段に修正前  
をカッコ書き、下段に修正後)するか、その修正の内容を備考欄に記載するか、又はその  
修正の内容を別葉に記載して添付すること。2の表においても同じ。
- 2 電算機等による処理等による場合には、内容の変更を伴わない限り必要に応じて様式を  
変更できるものとする。

別紙様式第9号

平成〇〇年度仕入れに係る消費税相当額報告書

番 号  
平成 年 月 日

福井県水田農業推進協議会長 殿

所在地

〇〇地域水田農業推進協議会

会 長

印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策（水田飼料作物生産振興事業）費補助金について、福井県水田農業推進協議会麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策費補助金交付要領（平成16年5月19日付け16福水田協第19号通知）第10条第15項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(注) 1 福井県水田農業推進協議会麦・大豆品質向上対策費補助金及び耕畜連携推進対策費補助金交付要領第7条第2項の規定により、補助金の額の確定額

金 円

(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る  
消費税等相当額 金 円

4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

# 參考資料



17福水田協第17号  
平成17年4月28日

北陸農政局長 殿  
(福井農政事務所長経由)

福井市大手3丁目2番18号  
福井県水田農業推進協議会  
会長 池端昭夫

平成17年産都道府県基準価格等報告書の提出について

平成17年産都道府県基準価格等報告書を下記のとおり作成しましたので、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第5の11の（6）の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

平成17年産都道府県基準価格等報告書

(単位：円/60kg)

(銘柄等)	17年産 基準価格 a	生産者抛 出 金の単価 b	稲作所得対策交付金の単価 (予定)			合 計 f = b + e
			変動部分 c	固定部分 d	計 e = c + d	
福井県産米	17,692	440	440	300	740	1,180

添付書類

基準価格の算出根拠資料 (別紙)

福井県産自主量適米入札指標価格及び落札数量(14～16年産)

14年産

入札価格(加重平均価格)

単位：円

入札年月日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	TOTAL
入札年月日	H14.8.9	H14.8.27	H14.9.13	H14.9.27	H14.10.11	H14.10.25	H14.11.28	H14.12.20	H15.1.24	H15.2.21	H15.3.25	H15.4.22	H15.5.27	H15.6.24		
福井県産コシヒカリ		16,505	16,505	16,505	16,505	16,505	16,505	16,505	16,505	16,882	16,502	16,523	17,655	19,350		185,447
福井県産ハナエチゼン	14,806	14,806	14,806	14,806	14,806	14,806	14,806	14,808	14,843	14,993	15,305	14,975				134,148

14年産適年加重平均価格	16,840
コシヒカリ	21,578
ハナエチゼン	14,882
県産平均	16,246

落札数量

単位：トン

福井県産コシヒカリ	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	TOTAL
福井県産コシヒカリ		1,944.00	648.00	2,527.20	1,166.40	2,008.80	1,708.40	1,836.00	1,836.00	1,836.00	1,749.60	1,708.40	1,664.80	1,641.80		19,180.80
福井県産ハナエチゼン						993.60	712.80	712.80	712.80	712.80	712.80	691.20				8,359.20

15年産

入札価格(加重平均価格)

単位：円

入札年月日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	TOTAL
入札年月日	H15.8.8	H15.8.26	H15.9.12	H15.9.26	H15.10.10	H15.10.24	H15.11.28	H15.12.19	H16.1.27	H16.2.24	H16.3.23	H16.4.23	H16.5.25	H16.6.22		
福井県産コシヒカリ		20,119		22,716	18,008	22,763	24,587	24,472	21,717	20,203	19,107	19,071	18,782	19,502		211,920
福井県産ハナエチゼン				18,008		18,193	20,605	21,227	21,061	19,522	18,093	17,684				174,512

15年産適年加重平均価格	21,578
コシヒカリ	19,374
ハナエチゼン	20,909
県産平均	20,909

落札数量

単位：トン

福井県産コシヒカリ	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	TOTAL
福井県産コシヒカリ		1,857.60		2,527.20	1,166.40	2,008.80	1,360.80	1,836.00	1,836.00	1,836.00	1,296.00	1,296.00	1,296.00	756.00		16,048.80
福井県産ハナエチゼン						993.60	589.20	518.40	518.40	518.40	432.00	410.40				6,998.40

16年産

入札価格(加重平均価格)

単位：円

入札年月日	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	TOTAL
入札年月日	H16.8.27	H16.9.10	H16.9.28	H16.10.13	H16.10.27	H16.11.26	H16.12.17	H17.1.26	H17.2.23							
福井県産コシヒカリ		16,500	16,500	16,500	16,502	16,501	16,300	16,300	15,800							97,903
福井県産ハナエチゼン			14,816		14,821	14,807	14,807	14,801	14,500							88,552

16年産適年加重平均価格	16,319
コシヒカリ	14,761
ハナエチゼン	15,921
県産平均	15,921

落札数量

単位：トン

福井県産コシヒカリ	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	TOTAL
福井県産コシヒカリ			1,386.00	1,386.00	1,386.00	1,386.00	1,386.00	705.60	1,386.00							7,635.60
福井県産ハナエチゼン			529.20		504.00	428.40	428.40	302.40	428.40							2,820.80

基準価格の算定基礎

算定基礎	前3か年産 (平成14年産)		当年産基準 (3か年単純平均)	
価格(円/50kg)	16,246	20,909	15,921	17,692

北陸農政局長 殿

福井市大手3丁目2番18  
福井県水田農業推進協議会  
会長 池端 昭夫

担い手経営安定対策  
平成17年産に係る基準収入等報告書

水田農業構造改革対実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知）第9の8の（1）に基づき、福井県における基準収入及び生産者抛出単価を算出したので、下記のとおり報告する。

記

基準収入 (10アールあたり) (円)	稲作所得対策 基準価格 (60kgあたり) (円)	稲作所得対策 抛出単価 (60kgあたり) (円)	基準単収 (10アールあたり) (kg)	稲作所得対策 抛出単価 (10アールあたり) (円)	抛出単価 (10アールあたり) (円)	生産者抛出単価 (10アールあたり) (円)
①	②	③	④= ①/ (②/60)	⑤= ③/60×④	⑥=①×0.12 ×0.9-⑤	⑦=⑥/4
147,600	17,692	1,180	501	9,853	6,088	1,520

(記入上の注意)

- 1 基準収入(①)は、以下の(参考)のとおり算出すること。
- 2 稲作所得対策の基準価格(②)及び抛出単価(③)は、稲作所得対策の仕組を参照のうえ算出すること(実施要領第9の5の(2)参照)。
- 3 基準単収(④)は、1kg未満の端数があるときは四捨五入すること。
- 4 10アールあたりの稲作所得対策抛出単価(⑤)及び抛出単価(⑥)は、便宜上1円未満を四捨五入して記載する(生産者抛出単価算定上は端数整理しない)こと。
- 5 生産者抛出金価(⑦)は、10円未満の端数があるときは四捨五入すること。

(参考) 基準収入(基準価格)の算定基礎資料

算定基礎	前3か年産			当年産基準
	(平成14年産)	(平成15年産)	(平成16年産)	(3か年単純平均)
① 価格(円/60kg)	16,246	20,909	15,921	17,692
② 10アールあたり実績単収 (農林水産省統計部公表)(kg)	505	480	523	
③ 稲作収入(①/60×②)(円)	136,740	167,270	138,780	147,600

(記入上の注意)

- 1 各年産の価格は、都道府県年産価格とすること。
- 2 前年産の価格については、生産年の翌年の3月末までに財団法人全国米穀取引・価格形成センターが公表した指標価格と落札数量を用いて算出すること。
- 3 平成16年産以降の単収については、農林水産省統計部が公表する10月15日現在の作況指数が、全国で101以上であり、かつ、〇〇都道府県においても101以上の場合は、同部公表の〇〇都道府県の当該年産の平年収量とすること。
- 4 基準価格に単収を乗じて得た各年産の稲作収入及び基準収入は、10円未満の端数があるときは四捨五入すること。

地域水田農業推進協議会設置状況

平成17年5月現

市町村名	協議会の名称	会長	副会長	事務局長	事務局所在地
福井市	福井市地域水田農業推進協議会	福井市農林水産部長	福井市農業協同組合常務理事指導経済担当 福井市南部農業協同組合専務理事	福井市農林水産部農政企画課長	福井市役所農政企画課内
敦賀市	敦賀市水田農業運営協議会	敦賀市農業協同組合代表理事組合長	敦賀市産業経済部長	敦賀市農業協同組合営農生産課長	敦賀市農業協同組合内
武生市	武生市水田農業推進協議会	武生市長	武生市議会議長	武生市農政課長	武生市農政課内
			武生市助役		
			越前たけふ農業協同組合経営管理委員会会長		
小浜市	小浜市水田農業推進協議会	認定農業者	農業委員会会長	小浜市農林水産課長	小浜市産業建設部農林水産課内
大野市	大野市産地づくり推進協議会	テラル越前農業協同組合代表理事組合長	大野市助役	テラル越前農業協同組合指導販売部長	テラル越前農業協同組合指導販売部
勝山市	勝山市水田農業推進協議会	テラル越前農業協同組合代表理事組合長	勝山市助役	テラル越前農業協同組合指導販売部長	テラル越前農業協同組合指導販売部
			勝山市農家組合長会長		
鯖江市	鯖江市水田農業運営協議会	福井丹南農業協同組合長	鯖江市市長	鯖江市農林政策課参事	鯖江市農林政策課内
あわら市	あわら市水田農業推進協議会	花咲ふくい農業協同組合常務理事	あわら市経済産業部長	あわら市農林水産課補佐	あわら市農林水産課内
美山町	美山町水田農業推進協議会	美山町長	越前美山農業協同組合代表理事組合長	美山町農林課長	美山町農林課内
松岡町	吉田郡水田農業推進協議会	吉田郡農業協同組合代表理事組合長	松岡町長	吉田郡農業協同組合営農販売課長	吉田郡農業協同組合内
永平寺町			永平寺町長		
上志比村			上志比村長		
和泉村	和泉村水田農業推進協議会	テラル越前農業協同組合代表理事組合長	和泉村事務次長	テラル越前農業協同組合指導販売部長	テラル越前農業協同組合内
三国町	三国町水田農業推進協議会	三国町農業委員会会長	花咲ふくい農業協同組合代表理事組合長	三国町農林水産課長	三国町農林水産課内
丸岡町	丸岡町水田農業推進協議会	丸岡町長	花咲ふくい農業協同組合代表理事組合長	丸岡町農林振興課長	丸岡町農林振興課内
			丸岡町議会議長		
春江町	春江町水田農業推進協議会	春江町長	春江農業協同組合代表理事組合長	春江町産業振興課長	春江町産業振興課内
坂井町	坂井町水田農業推進協議会	坂井町長	花咲ふくい農業協同組合専務理事	坂井町農政課長	坂井町農政課内
今立町	今立町水田農業推進協議会	今立町長	福井丹南農業協同組合代表理事専務	今立町産業振興課長	今立町産業振興課内
池田町	池田町総合農政推進協議会	池田町長	福井池田町農業協同組合長	池田町農林課長	池田町農林課内
南越前町	南越前町水田農業推進協議会	南越前町長	南越前町農業委員会会長	南越前町農林水産課長	南越前町農林水産課内
越前町	越前町朝日地区水田農業推進協議会	越前町産業理事	農業委員会朝日地区代表	越前町農林水産課長	越前町農林水産課内
	越前町宮崎地区水田農業推進協議会	越前町宮崎総合事務所長	越前丹生農業協同組合 宮崎支店長	越前町宮崎総合事務所産業振興課長	越前町宮崎総合事務所産業振興課内
	越前町越前地区水田農業推進協議会	越前町越前総合事務所長	越前丹生農業協同組合 越前支店長	越前町越前総合事務所産業振興課長	越前町越前総合事務所産業振興課内
	越前町織田地区水田農業推進協議会	越前町織田総合事務所長	越前丹生農業協同組合 織田支店長	越前町織田総合事務所産業振興課長	越前町織田総合事務所産業振興課内
越廼村	越廼村水田農業推進協議会	越廼村長	農業委員会副会長	越廼村産業課長	越廼村産業課内
清水町	清水町地域水田農業推進協議会	清水町長	越前丹生農業協同組合代表理事組合長	清水町産業課長	清水町・JA越前丹生
美浜町	美浜町水田農業推進協議会	美浜町農業委員会会長	農家代表	美浜町農林水産課長	美浜町農林水産課内
名田庄村	名田庄村水田農業推進協議会	名田庄農園	認定農業者	名田庄村農林土木課	名田庄村農林土木課内
高浜町	高浜町地域水田農業推進協議会	高浜町長	若狭農業協同組合常務理事	高浜町農林水産課長	高浜町農林水産課内
大飯町	大飯町水田農業推進協議会	農業委員	父子営農共同組合長	大飯町産業振興課長	大飯町産業振興課内
若狭町	若狭町三方地区水田農業推進協議会	農業振興委員代表	農業振興委員代表	若狭町産業課課長補佐	若狭町産業課
	若狭町上中地区水田農業推進協議会	低コスト推進協議会会長	農業委員会会長	若狭町産業課課長補佐	若狭町産業課



## 福井県水田農業推進協議会

〒910-0005 福井市大手3丁目2-18 農業会館東館2階

TEL (0776) 27-8223

FAX (0776) 27-1215

Eメール : f-suiden@iris.ocn.ne.jp

URL : <http://www.f-suiden.jp/>